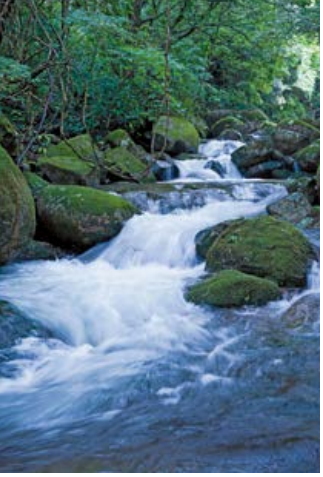

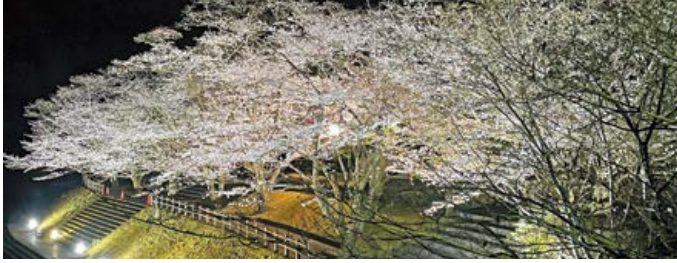

ひとが元気！まちが元気！
「みんなで創る健康都市 かのや」

第3次 鹿屋市総合計画

～第3期 鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略～

2025年度 ▶ 2034年度

はじめに

鹿屋市では、2019年度から第２次鹿屋市総合計画に基づき、基幹産業である農業をはじめとした産業振興、地域資源を生かした交流促進、医療・福祉体制の充実、教育・文化の振興、社会基盤や生活基盤の整備など、様々な取組を行ってまいりました。

この間、人口減少や少子高齢化の更なる進行、デジタル社会や多文化共生社会の進展、地球温暖化の進行や大規模自然災害の発生、価値観やライフスタイルの多様化など、私たちを取り巻く社会情勢はめまぐるしく変化しています。

また、本市の人口は、2000年の約10万6,400人をピークとして減少に転じ、2070年には６万4,000人程度まで減少することが予想されており、既に人口減少から生じる様々な課題に直面しています。

このような状況を踏まえ、変化する社会情勢に的確かつ柔軟に対応し、将来にわたって持続可能な地域社会を実現するため、2025年度を初年度とする10年間の新たな総合計画である「第３次鹿屋市総合計画」を策定しました。

本計画においては、『ひと』と『まち』が元気で、市民一人ひとりが幸せを実感できるまちを、市民や事業者の皆様と行政が協力し、みんなで創っていきたいという想いを込め、「ひとが元気！まちが元気！『みんなで創る健康都市　かのや』」というまちづくりの将来像を掲げるとともに、第２次総合計画や2023年に策定した「鹿屋市人口減少対策ビジョン」に掲げた「2060年に９万人程度の人口を維持する」という目標を引き継ぐこととしました。

また、国のまち・ひと・しごと創生法に基づく「鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を兼ねる計画として策定しました。

今後、本計画をまちづくりの行動指針として市民の皆様と共有し、“もっと元気な　もっと豊かな　もっと住みやすいかのや”の実現に向け、共に取り組んでまいりたいと考えておりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、「第３次鹿屋市総合計画」の策定に当たり、様々な視点でご審議をいただきました鹿屋市総合計画審議会委員の皆様をはじめ、市議会の皆様、本気で語ろう会や市民アンケートなど様々な機会を通じてご協力いただきました多くの市民の皆様に対しまして、心から感謝と御礼を申し上げます。

2025年３月

鹿屋市長　中西　茂

目　次

第１編　序論 …… 3

第１章　計画策定の趣旨 …… 4
第２章　計画の位置付け・期間・体系 …… 5
第３章　鹿屋市を取り巻く環境 …… 7
第４章　鹿屋市の特性 …… 15

第２編　基本構想 …… 17

第１章　まちづくりの将来像 …… 19
第２章　人口の将来目標 …… 20
第３章　基本目標 …… 22
第４章　施策の体系 …… 24

第３編　基本計画 …… 25

第１章　基本目標と基本施策 …… 26
基本目標１》　やってみたい仕事が広がるまち …… 27
①活力ある農林水産業の振興 …… 28
②商工業の振興と雇用の促進 …… 32
基本目標２》　交流で賑わうまち …… 35
①地域資源を生かした観光の推進 …… 36
②スポーツによる交流の推進 …… 38
③移住・定住の推進 …… 40
基本目標３》　こども・若者の未来を創るまち …… 43
①こども・若者を育む環境の充実 …… 44
②未来を拓く教育の充実 …… 46
基本目標４》　安心して暮らし続けられるまち …… 49
①快適な生活基盤づくりの推進 …… 50
②安全で安心な生活の実現 …… 54
③自然環境にやさしいまちづくりの推進 …… 56
基本目標５》　ともに支えあい、いきいきと暮らせるまち …… 59
①地域福祉の充実 …… 60
②健康づくり・生きがいづくりの推進 …… 62
③共生協働・コミュニティ活動の推進 …… 66
第２章　市政運営と計画の推進 …… 72

参考資料 …… 81

第１編
序論

第１章　計画策定の趣旨 …… 4
第２章　計画の位置付け・期間・体系 …… 5
第３章　鹿屋市を取り巻く環境 …… 7
1　鹿屋市の現状 …… 7
2　人口減少と少子高齢化の進行 …… 9
3　デジタル社会の進展 …… 12
4　多文化共生社会の進展 …… 12
5　安全・安心に対する意識の高まり …… 13
6　価値観・ライフスタイルの多様化 …… 14
第４章　鹿屋市の特性 …… 15
1　国内有数の農林水産業地帯を形成 …… 15
2　健康・スポーツに関する機関等が集積 …… 15
3　豊かな自然や多様な観光資源 …… 16
4　都市機能が集積する大隅地域の拠点都市 …… 16

第１章 計画策定の趣旨

2006 年1月に新「鹿屋市」として誕生した本市は、2008 年から「第1次鹿屋市総合計画」に基づき“ ひと・まち・産業が躍動する「健康・交流都市　かのや」”を、2019 年からは「第 2 次鹿屋市総合計画（第 2 期鹿屋市まち･ひと･しごと創生総合戦略）」に基づき、“ ひとが元気！まちが元気！「未来につながる健康都市かのや」”を将来都市像として、まちづくりを進めてきました。

また、急速に進む人口減少に対応するため、2015 年に「鹿屋市人口ビジョン」と「鹿屋市まち･ひと･しごと創生総合戦略」を策定するとともに、2023 年に「鹿屋市人口減少対策ビジョン」を策定し、「2060 年に９万人程度の人口を維持する」将来目標を掲げ、移住･定住の促進など、人口減少を克服するための取組を推進してきました。

このほか、農林水産業をはじめとした産業の活性化、子育て支援の充実、持続可能な生活基盤と環境の整備など、安心して暮らせるまちづくりに取り組んできました。

一方で、人口減少・少子高齢化の更なる進行に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大による新たな生活様式の普及、社会経済を取り巻く環境の変化やデジタル社会の進展、外国人の増加、安全・安心や環境問題への関心の一層の高まり、価値観の多様化など、まちづくりの背景は変化しています。

このような社会情勢の変化や直面する様々な課題に対し、これまでの第２次鹿屋市総合計画に基づく取り組みを継承するとともに、市民と行政の協働によるまちづくりを総合的・計画的に行う基本的な指針として、「第３次鹿屋市総合計画（第３期鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略）」を策定するものです。

第2章 計画の位置付け・期間・体系

1 計画の位置付け

鹿屋市総合計画は、市民一人ひとりが、鹿屋市で暮らし、生きていくことに誇りと幸せを感じることができるよう、まちづくりの将来像と、目指すべき基本目標や数値目標（KPI）を市民と共有し、共に考え行動するための計画とします。

また、本計画は、以下の4つの役割を持っています。

●市政の総合的な経営指針となる最上位の計画

市政運営を総合的・計画的に進めていく上での最上位の計画とします。各行政分野の個別計画や施策は、本計画に基づいて実施します。

●市民と行政が共有し、協働でまちづくりを行うための行動指針

市民と行政が共通の目標を持ち、協働でまちづくりを進めるための行動指針とします。

●鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略を兼ねる計画

まち・ひと・しごと創生法に基づき、市の区域の実情に応じた、まち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略）としての性質を兼ねるものとします。

●鹿屋市人口ビジョンの将来目標を継承する計画

鹿屋市人口ビジョンに定めた人口の将来目標を継承します。

2 計画期間と計画の体系

2025年度から2034年度までの10年間とします。

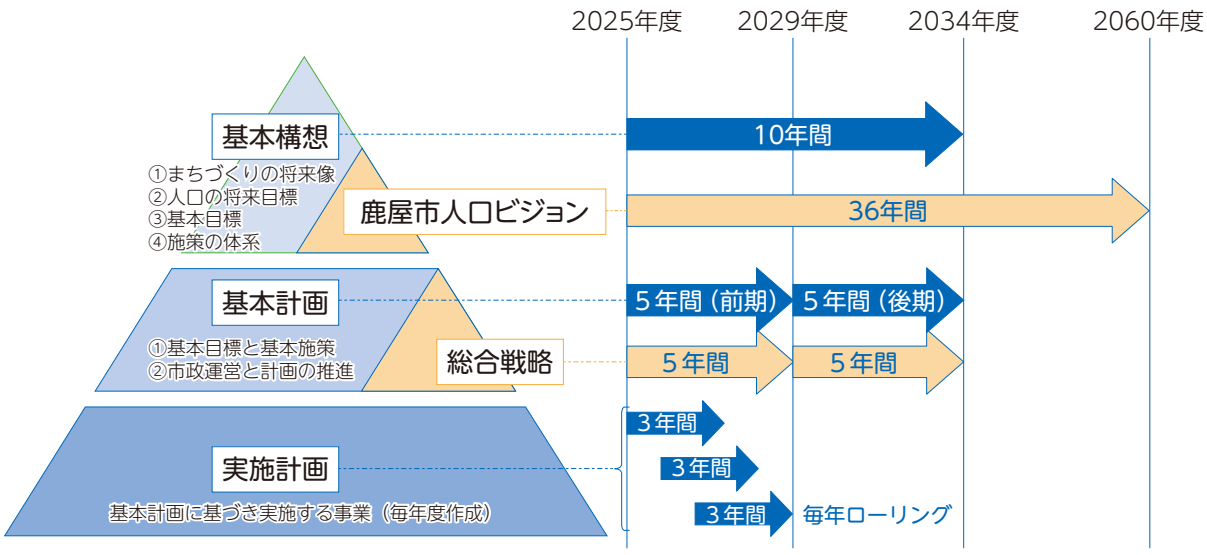

3 ＳＤＧｓとの関連

SDGs（エスディージーズ）とは、「Sustainable Development Goals」の略で、経済･社会･環境の３つのバランスが取れた社会を目指すための国際目標であり、2015 年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられています。

この SDGs は、2030 年までに持続可能な世界を実現するための 17 のゴール（取組分野別の大きな方向性を示したもの）で構成されます。SDGs が目指す「誰一人取り残さない」社会の実現に向けてすべての人々が SDGs を理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。

SDGs の理念は、総合計画に示す本市のまちづくりの将来像や基本目標、基本施策の方向性と重なるものであり、一人ひとりの多様な幸せ（well-being[1]）の実現につながることから、総合計画に基づく取組を推進することで、SDGs 達成を目指します。

[1] well-being（ウェルビーイング）：Well（よい）と Being（状態）が組み合わさった言葉で、「よく在る」「よく居る」状態、心身ともに満たされた状態を表す概念です。

第３章 鹿屋市を取り巻く環境

1 鹿屋市の現状

1　人口・面積

総人口　　97,574 人 (2024.10.1 現在、鹿児島県「人口移動調査（推計人口）」)
総面積　　448.15 ㎢

人口ピラミッドの変化

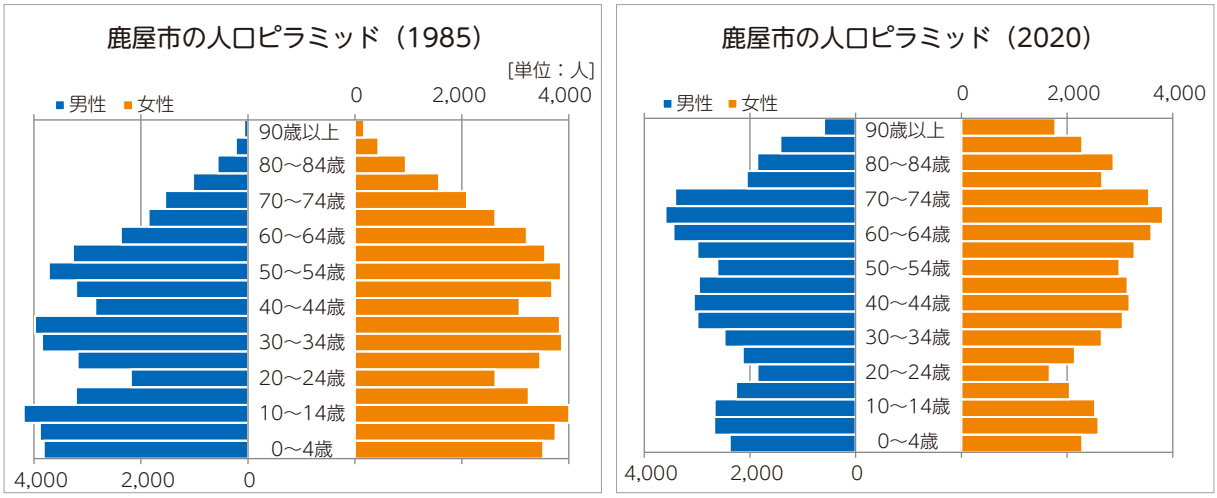

資料：総務省「国勢調査」

2　気候

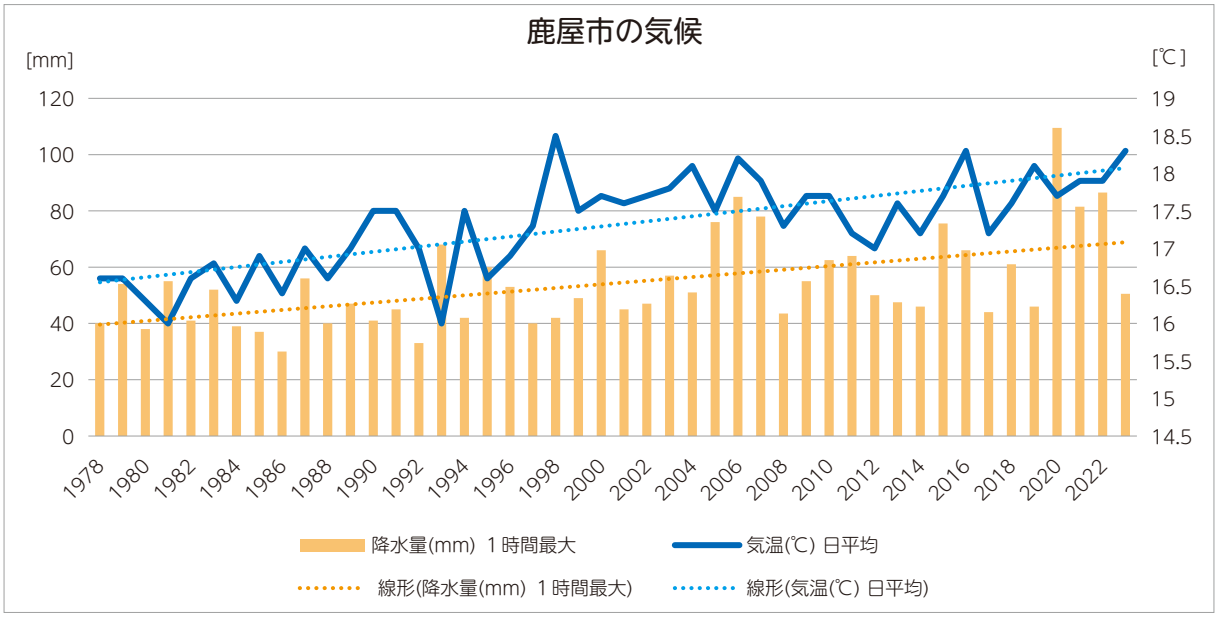

資料：気象庁（観測所：鹿屋）

3　産業

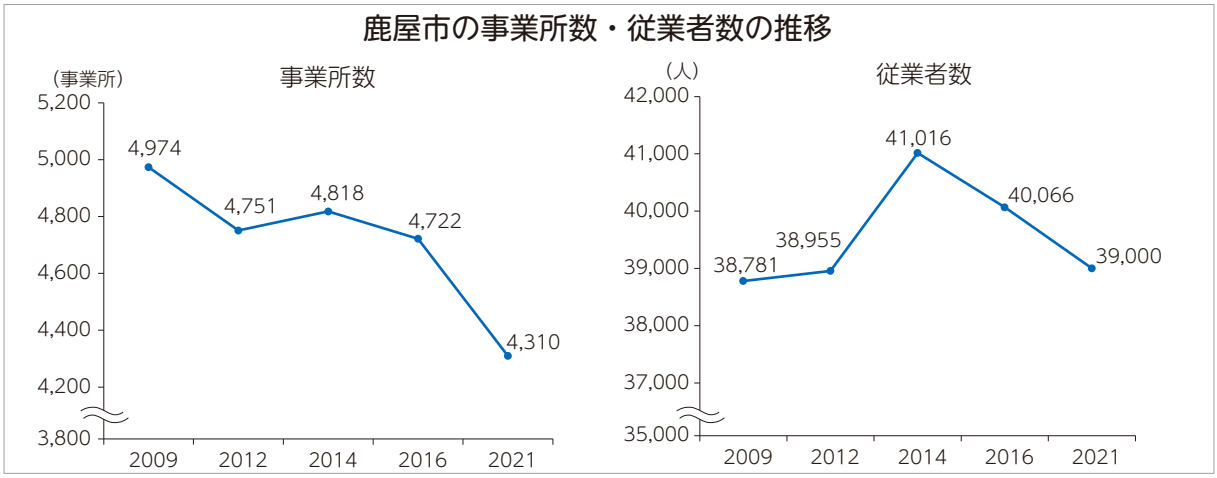

資料：総務省「経済センサス－基礎調査」、総務省・経済産業省「経済センサス－活動調査」

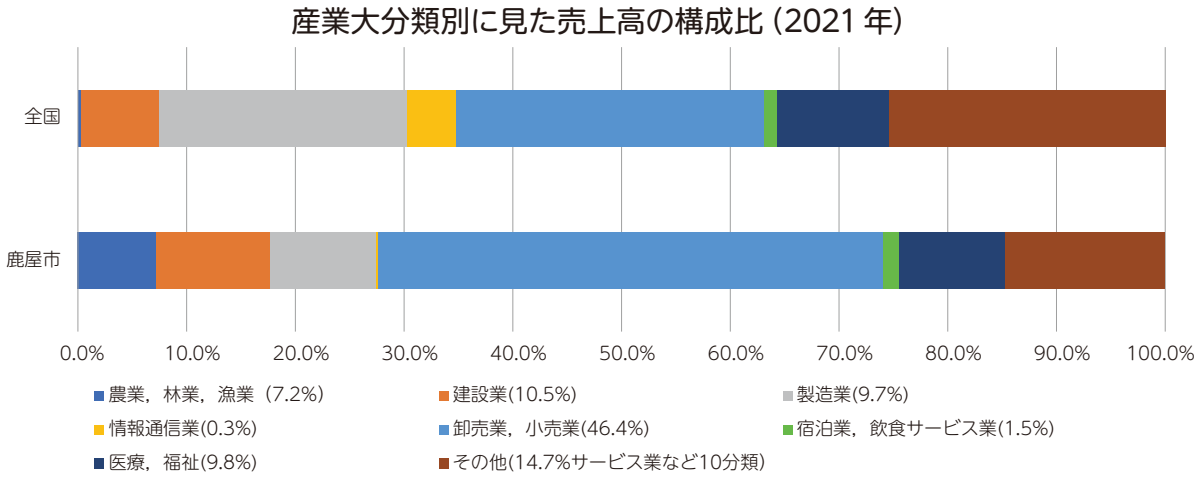

資料：総務省・経済産業省「経済センサス－活動調査」

4　財政

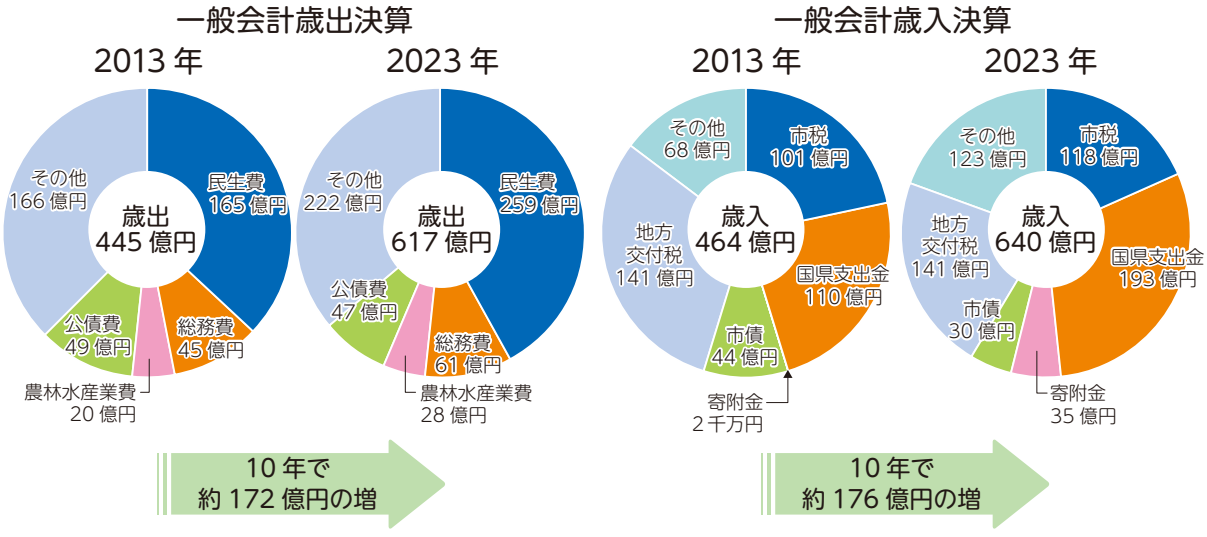

資料：鹿屋市財政課

2 人口減少と少子高齢化の進行

我が国の人口は、2020 年の国勢調査[1] において約１億 2,614 万６千人であり、2015 年の調査結果と比較すると約 94 万９千人減少しています。また、国立社会保障・人口問題研究所[2] の推計によると 2070 年には 8,700 万人程度まで減少することが推計されており、本格的な人口減少社会を迎えています。

本市では、国より 10 年早く人口減少が始まっており、2000 年の 10 万 6,462 人と比較すると、2020 年までの 20 年間で約 5,400 人減少し、2070 年には６万 4,000 人程度まで減少することが予想されています。また、第２次総合計画の 2024 年の目標人口 100,500 人に対し、3,000 人ほど下回っており、今後、労働や地域、文化等の担い手不足が顕著となるなど、様々な影響を及ぼすことが見込まれます。（グラフ１参照）。

人口減少を年代別に見ると、０歳から 14 歳の年少人口と 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口の減少が加速しており、地区別では、2000 年から 2024 年の 24 年間で、寿地域や田崎地域で人口が増加した一方、高隈地域や高須・浜田地域、輝北地域では、40%を超える人口が減少しています。（グラフ２・表１参照）

これらの人口減少が著しい地域では、高齢化率が高く、地域コミュニティ活動の衰退、空き家や耕作放棄地の増加などの影響が出ています。

年齢階級別の人口移動の状況を見ると、10 代で進学や就職に伴う大幅な転出超過となっています。20 代では就職等による転入超過が見られますが、10 代の転出数の半数程度に留まっています。（グラフ３参照）

これらのことから、若者が帰って来やすい環境づくりや結婚・子育てしやすい環境づくりなど、これまで以上に社会減対策と自然減対策に取り組み、人口減少のスピードを緩やかにするとともに、人口減少社会においても持続可能な地域づくりを目指し、関係人口[3] も含めて地域の「活動人口[4]」を増加させていくことが重要です。

また、大隅地域においても 2070 年には 10 万８千人を下回ることが予想されており、鹿屋市を中心とした大隅地域全体で連携を強化していく必要があります。（グラフ４参照）

（グラフ１）

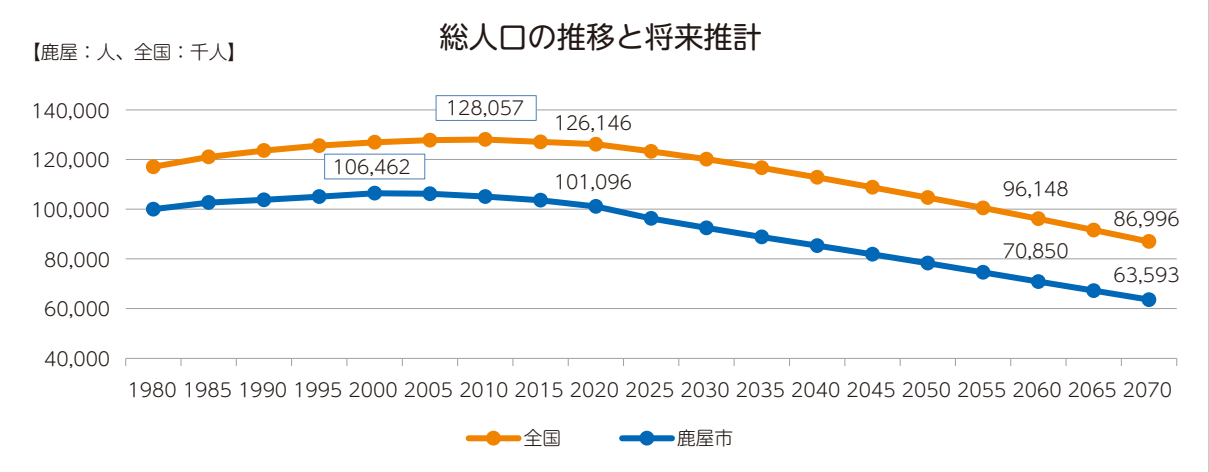

資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」
※ □ は、グラフ内においてピークとなっている数値（各年 10 月1日現在）

[1] 国勢調査：国内の人口・世帯の実態等を把握するために５年毎に行われる調査。（最新の公表値：2020）
[2] 国立社会保障・人口問題研究所：人口や世帯の動向を捉え、社会保障政策や制度についての研究を行う、国立の研究機関。
[3] 関係人口：移住者を含む定住人口でもなく、観光に来た交流人口でもない、地域や地域の人と多様に関わる人々
[4] 活動人口：地域に対する誇りや愛着を持ち、地域づくりにいきいきと活動する人

第１編　序論

（グラフ２）

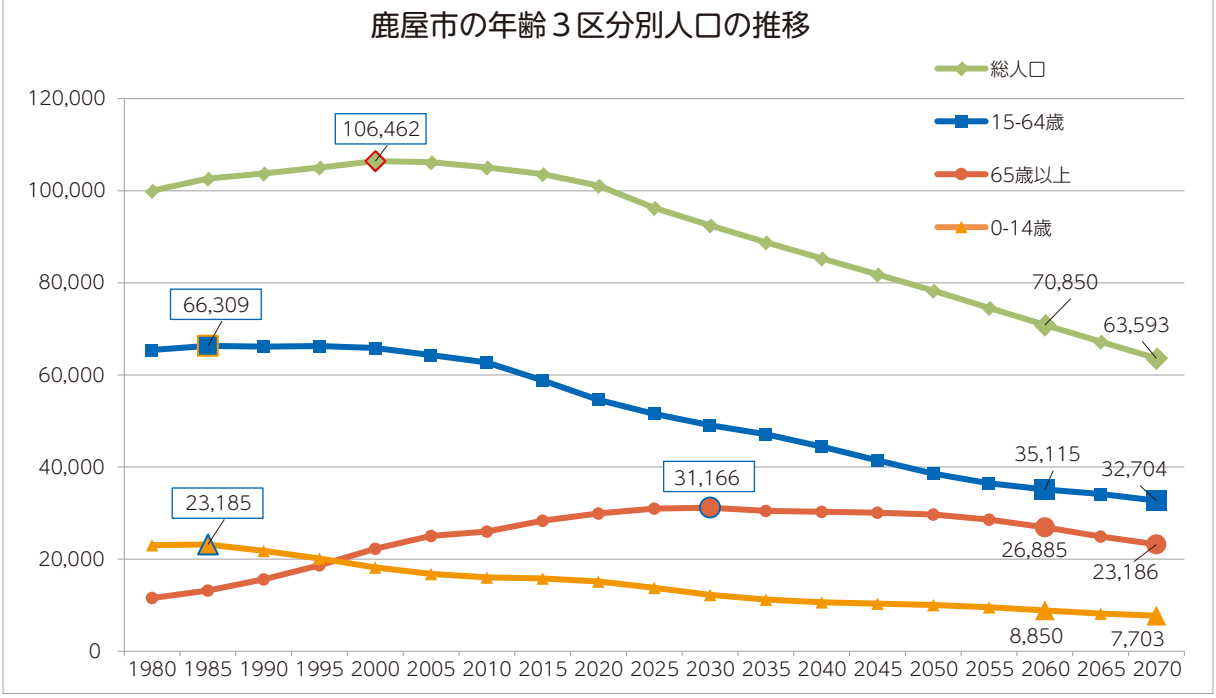

資料：総務省「国勢調査」、内閣府地方創生推進室提供（社人研推計準拠）
※国勢調査の総人口には年齢不詳が含まれるため、年代別人口の合計と総人口は一致しない
※ □ は、グラフ内においてピークとなっている数値

鹿屋市の地域別人口の増減と高齢化率　（表1）

地域名	2000	2024	増減	増減率	高齢化率(2024)
市街地中心地域[1]	9,596	9,005	▲591	▲6.2%	30.0%
寿	21,939	27,680	5,741	26.2%	22.1%
西原	19,447	18,143	▲1,304	▲6.7%	28.1%
高隈	2,246	1,318	▲928	▲41.3%	52.0%
東原・祓川	3,464	2,561	▲903	▲26.1%	42.1%
田崎	8,790	9,448	658	7.5%	28.5%
大姶良	7,877	6,223	▲1,654	▲21.0%	38.5%
高須・浜田	1,928	1,068	▲860	▲44.6%	59.6%
古江・花岡	5,138	3,505	▲1,633	▲31.8%	42.2%
輝北	4,567	2,520	▲2,047	▲44.8%	49.6%
串良	14,135	11,416	▲2,719	▲19.2%	36.3%
吾平	7,537	5,782	▲1,755	▲23.3%	39.3%
合計（市全体）	106,664	98,669	▲7,995	▲7.5%	31.0%

資料：鹿屋市「住民基本台帳月報（各年９月末現在）」
※地域別人口は、住民基本台帳人口の数値であるため、国勢調査の結果とは一致しない。

[1] 市街地中心地域:都市計画マスタープランに定める市街地中心地域（古前城、本町、朝日町、向江、共栄、新栄、北田東大手、西大手、曽田、白崎、王子、打馬、下祓川、弥生、西祓川の各町内会の区域）。

(グラフ3)

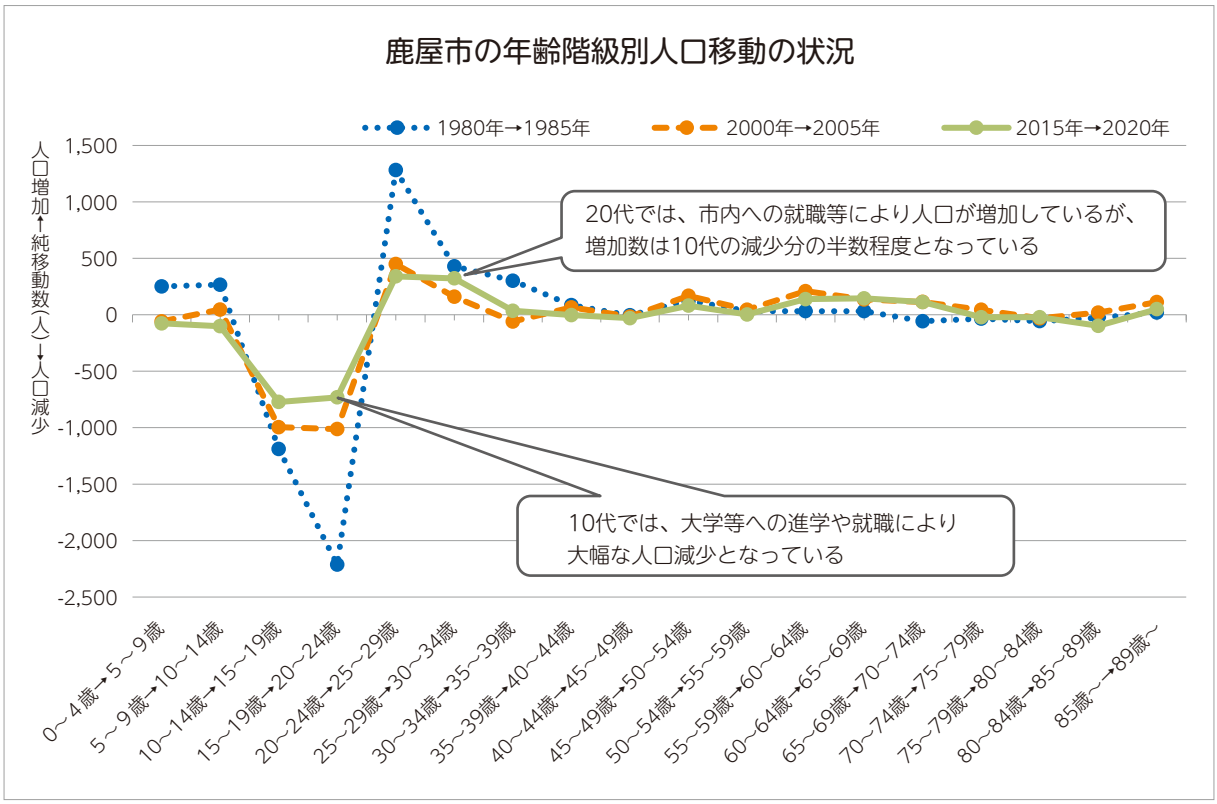

資料：内閣府地方創生推進室

(グラフ4)

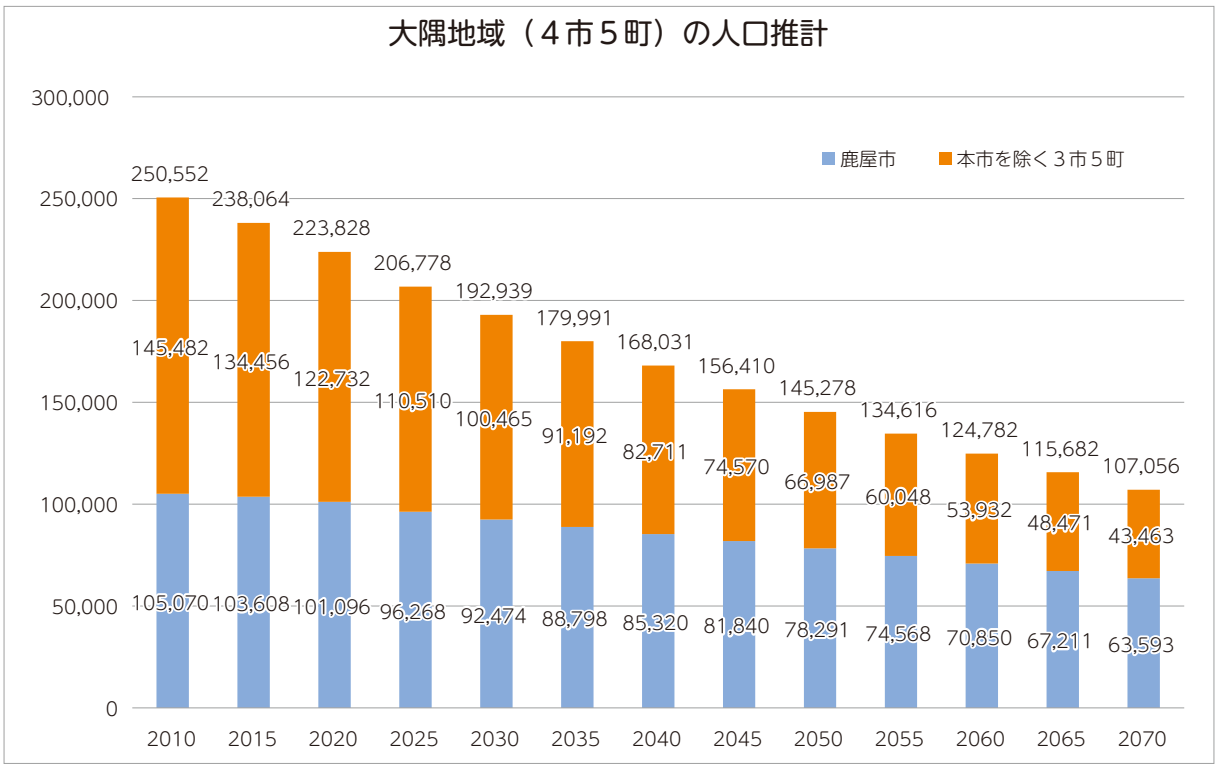

資料：総務省「国勢調査」、内閣府地方創生推進室提供（社人研推計準拠）

3 デジタル社会の進展

デジタル技術の進展、生成 AI の誕生・普及などにより、様々な分野で高度なデジタル技術の実装が加速しており、それらを積極的に活用し、地域の個性を生かしながら人口減少に対応した地域の課題解決や魅力向上に資する取組が広がっています。

また、地理的な制約、年齢、性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もがデジタル化の恩恵を享受することで、豊かさを実感できる「誰一人取り残されない」社会の実現が求められます。

直面する課題とデジタル化の役割

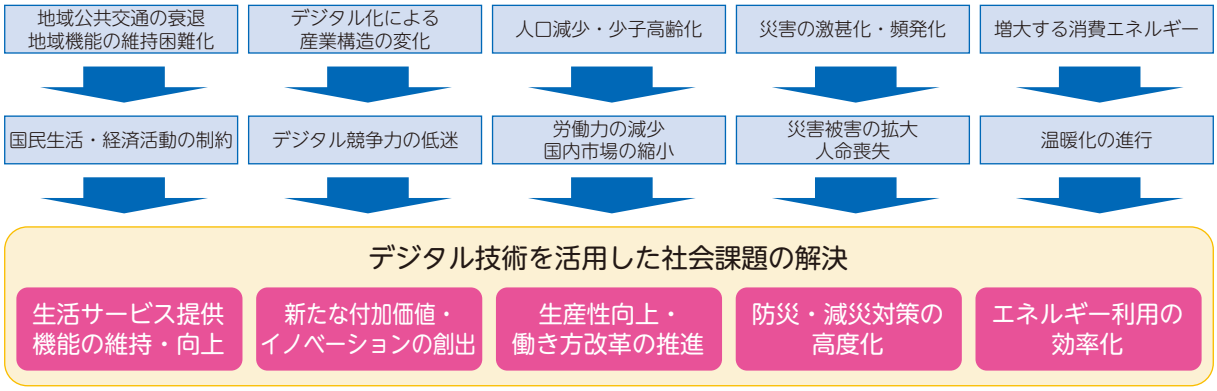

資料：国土交通省「令和５年版国土交通白書」

4 多文化共生社会の進展

わが国に居住する外国人は、2024 年末時点で約 349 万人と過去最高を更新し、就労する外国人も同年 10 月末時点で約 230 万人と過去最高を記録しています。本市においても年々増加し、2024 年 10 月時点で 1,204 人となり、人口の 1.2%に達しています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」（2023 年推計）によると、2070 年には外国人人口が 939 万人（総人口の 10.8%）になると見込まれています。

外国人の増加を背景に、文化や習慣の違いにかかわらず、それぞれが尊重され、活躍でき、日本人と外国人が安全に安心して暮らせる多文化共生社会づくりを進めることが求められます。

鹿屋市の在留資格別外国人人口の推移

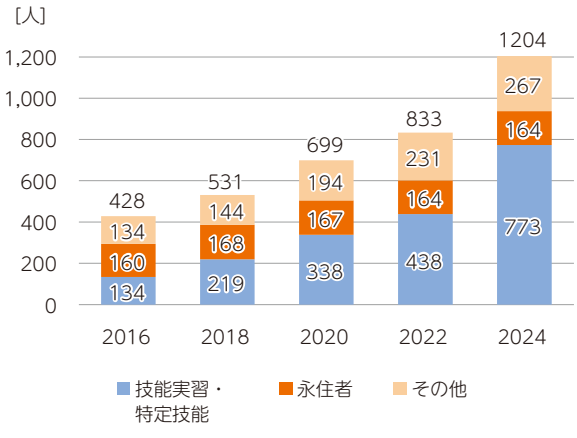

国籍別人口（2024）

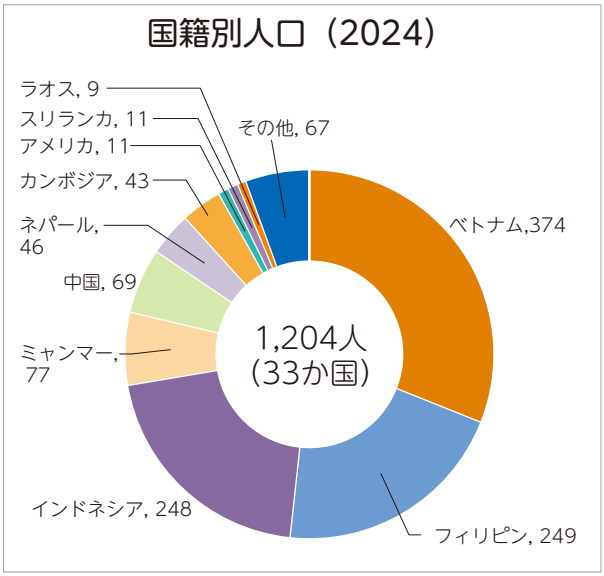

資料：鹿屋市「住民基本台帳月報（各年９月末現在）」

5 安全・安心に対する意識の高まり

地球温暖化に伴う記録的な猛暑や激甚化・頻発化する集中豪雨、能登半島地震などの巨大地震の発生に加え、南海トラフ地震や桜島大噴火の可能性など、地球環境や大規模自然災害などの危機に対する関心は、ますます高まっています。

また、近年、犯罪の発生件数は増加傾向にあり、こどもや高齢者が被害者となる事件や特殊詐欺、消費者トラブルなど、市民生活を脅かす事件が多発しています。

安全・安心なまちづくりに向けて、危機管理体制の強化や市民への迅速かつ的確な情報発信など、防災・防犯力を高める取組のほか、自主的な防災・防犯組織の育成・強化など、共助による取組が求められています。

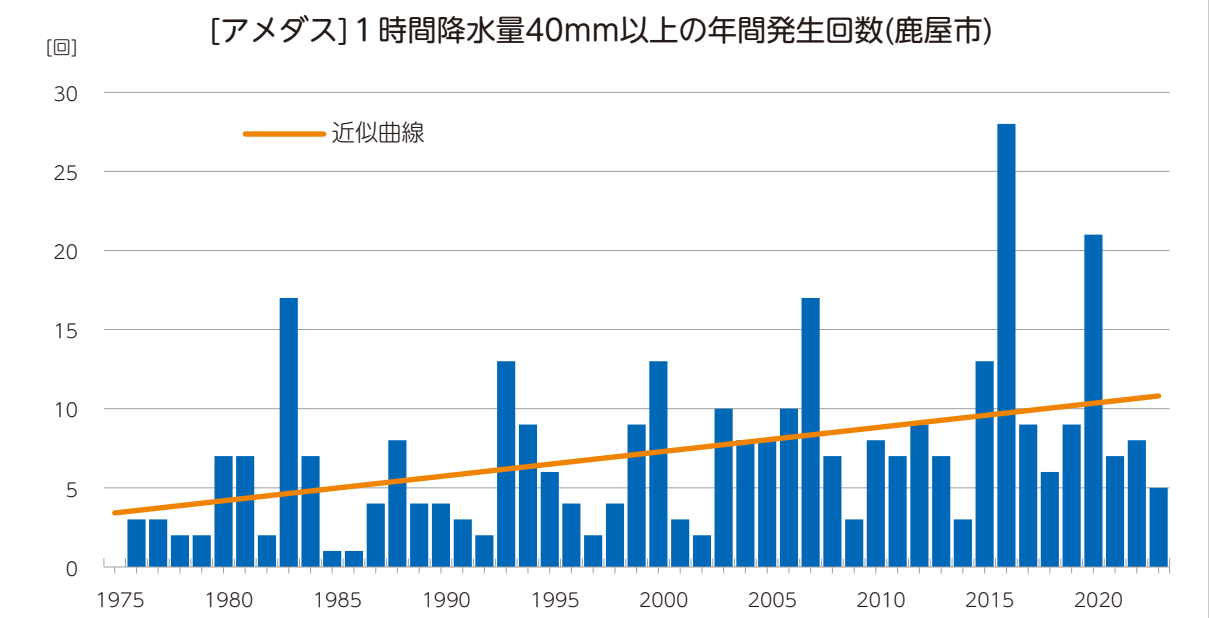

資料：気象庁「地上気象観測統計（観測所：鹿屋、吉ヶ別府、輝北）」

刑法犯罪種別認知件数（鹿屋市）

年	2018	2019	2020	2021	2022	2023
凶悪犯	3	4	4	6	3	3
粗暴犯	24	24	20	21	26	32
窃盗犯	259	195	152	167	199	201
知能犯	10	12	17	11	15	18
その他	43	54	40	51	73	75
合　計	339	289	233	256	316	329

資料：鹿屋市安全安心課

6 価値観・ライフスタイルの多様化

コロナ禍において、リモートワークが浸透するなど、人々の行動や価値観、生活様式などが大きく変わるなか、一人ひとりの多様な幸せ（well-being）につながる施策を推進していくことが求められています。

労働時間規制の見直しなどワーク・ライフ・バランスが推進され、短時間勤務や副業など多様な働き方が可能になるなど、ライフスタイルも多様化しています。

市民のワーク・ライフ・バランスの実現度を見ると、『実現できている』（「実現できている」＋「どちらかといえば実現できている」の合計）が 52.2%となり、ワーク・ライフ・バランスが浸透してきています。

一方、2020 年の平均初婚年齢は、男性が 29.1 歳、女性が 28.4 歳となり、晩婚化や生涯未婚率[1] が上昇しています。また、地域や世代間の交流・対話が不足し、孤独・孤立を感じる人が増加しています。

一人ひとりが豊かな人生を送るために、多様なつながりを築きながら、仕事・家庭・地域生活などの活動を自らの希望に沿った形で展開でき、夢や希望を実現できる環境づくりが求められています。

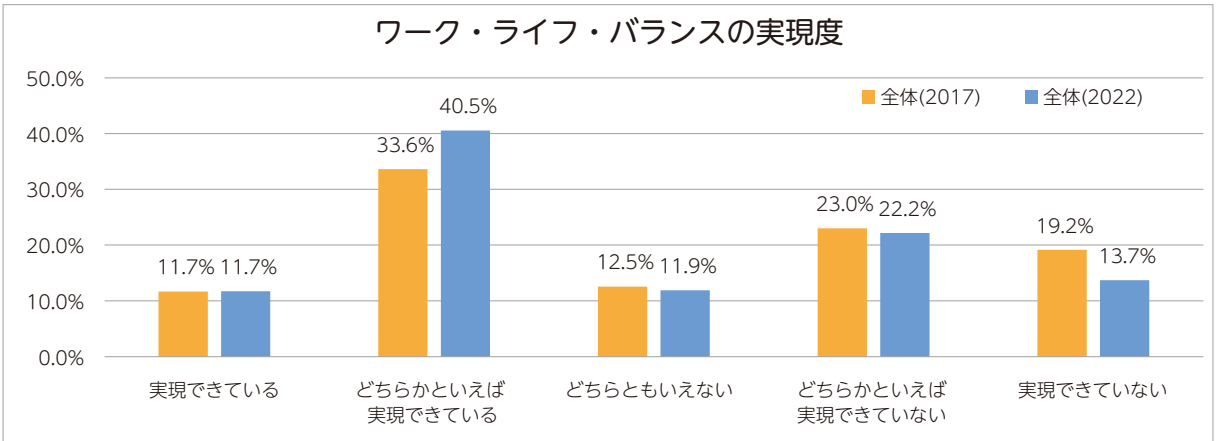

資料：鹿屋市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書（2022）」

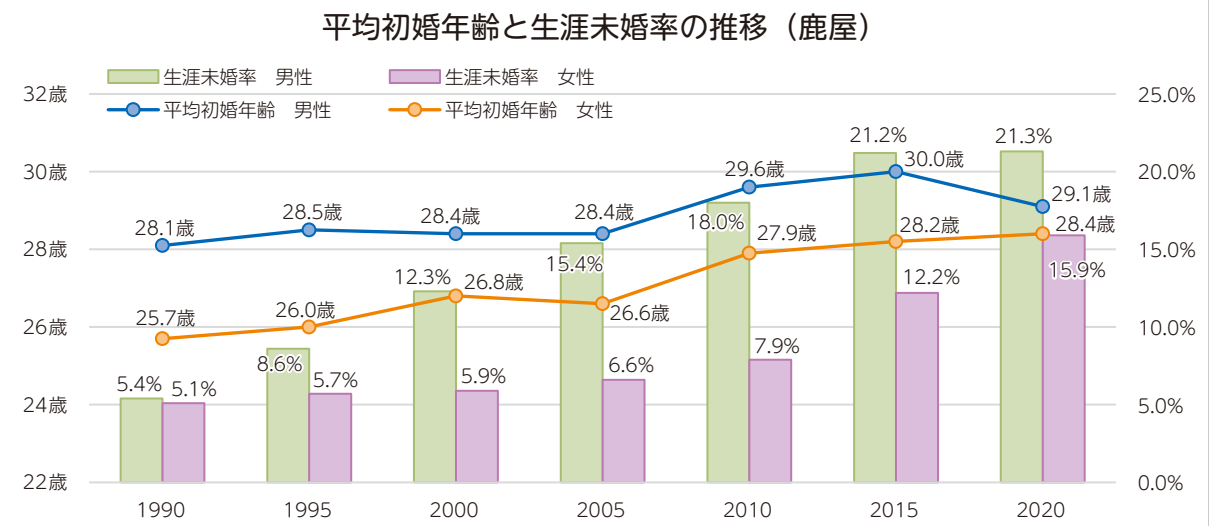

資料：鹿児島県「県人口動態統計」、総務省「国勢調査」から推計

[1] 生涯未婚率：50 歳時の未婚割合。国勢調査の実績値から 45 ～ 49 歳の未婚率と 50 ～ 54 歳の未婚率を単純平均したもの。

第４章 鹿屋市の特性

1 国内有数の農林水産業地帯を形成

温暖な気候や豊かな自然環境を生かし、園芸作物、いも類、茶などの農業をはじめ、肉用牛、養豚、酪農等の畜産業、カンパチやウナギの養殖漁業などの水産業において、高い産出額を誇り、我が国の食料供給基地を形成しています。

中でも、肉用牛、豚、カンパチなどは、国内トップクラスの産出額を誇っており、これらの食材を使用した６次産業化の取組も進められています。

また、本市は、市域の約 52％を森林が占めており、スギ材・ヒノキ材などの林産物の生産も行われています。

2 健康・スポーツに関する機関等が集積

鹿屋体育大学、国立大隅青少年自然の家、県民健康プラザ健康増進センターなど、健康・スポーツに関する特色ある機関・施設等が集積しています。

日本有数の規模を誇るかのやグラウンド・ゴルフ場、串良平和アリーナ・平和公園野球場のほか、野里町に整備される運動施設など多様な生涯・競技スポーツ施設があります。

ソフト面では、NPO 法人等によるスポーツ振興の取組のほか、スポーツ合宿による交流活動も盛んに行われています。

また、ホームタウンスポーツとして、地域密着型プロサイクリングチーム「CIEL BLEU KANOYA」と、プロソフトボールチーム「MORI ALL WAVE KANOYA」の活動拠点となっており、競技者と市民との交流活動が行われています。

3 豊かな自然や多様な観光資源

風光明媚な鹿児島湾（錦江湾）に面した美しい海岸線、森林生物遺伝資源保存林を有する高隈山系など、自然環境が豊かであり、かのやばら園や輝北天球館、鹿屋航空基地史料館、串良平和公園、吾平山上陵など、多くの観光資源や史跡に恵まれています。

これらの要素が地域の魅力を高め、農泊（農山漁村滞在型旅行）や農林水産業体験などを行うグリーンツーリズム、戦争遺跡を活用した平和学習プログラム、海岸線などの地形を生かしたサイクルツーリズムなど、訪れる人々に多様な体験を提供しています。

4 都市機能が集積する大隅地域の拠点都市

本市は、大隅地域のほぼ中央に位置し、古くから多くの官公署や商業機能等が集積する大隅地域の政治・経済・文化の中心として発展してきました。

現在も、「県都」鹿児島市や鹿児島空港、志布志港等をつなぐ主要幹線道路の結節点が集中するなど交通の要衝となっていることから、国・県の機関、商業施設、医療・福祉施設、文化・教育施設等が集積し、大隅地域の拠点都市として、中心的な役割を果たしています。

第２編
基本構想
（2025年～2034年）

第１章　まちづくりの将来像 …… 19
第２章　人口の将来目標 …… 20
第３章　基本目標 …… 22
第４章　施策の体系 …… 24

第２編　基本構想（2025年～2034年）

第１章 まちづくりの将来像

人口減少に対応し、一人ひとりの多様な幸せ（well-being）を実現するためには、これまで以上に行政と市民が協力し、みんなで魅力的なまちづくりに取り組む必要があることから、これまでの将来像の考え方や本市の特性を踏まえ、市民・事業者等とともにまちづくりを進める上での共通目標として、第３次鹿屋市総合計画の「まちづくりの将来像」を次のように設定します。

【まちづくりの将来像】

ひとが元気！まちが元気！
「みんなで創る健康都市 かのや」

市民（ひと）が、いつまでも元気で、いきいきと活動し、地域内外でつながることにより、まち全体が活性化し、魅力ある『元気な』まちが生まれます。
『ひと』と『まち』が元気で、市民一人ひとりが幸せを実感できる『健康都市　かのや』を、みんなで創っていきます。

第２章 人口の将来目標

『 2060 年に９万人程度の人口を維持する 』

将来にわたって活力ある地域を維持していくため、2015 年に策定した『鹿屋市人口ビジョン[1]』『第1期鹿屋市まち･ひと･しごと創生総合戦略』における『2060 年に９万人程度の人口を維持する』という、人口の将来目標を継承します。

人口の将来目標を達成するために 2034 年までの人口目標等を下記のとおり定めます。

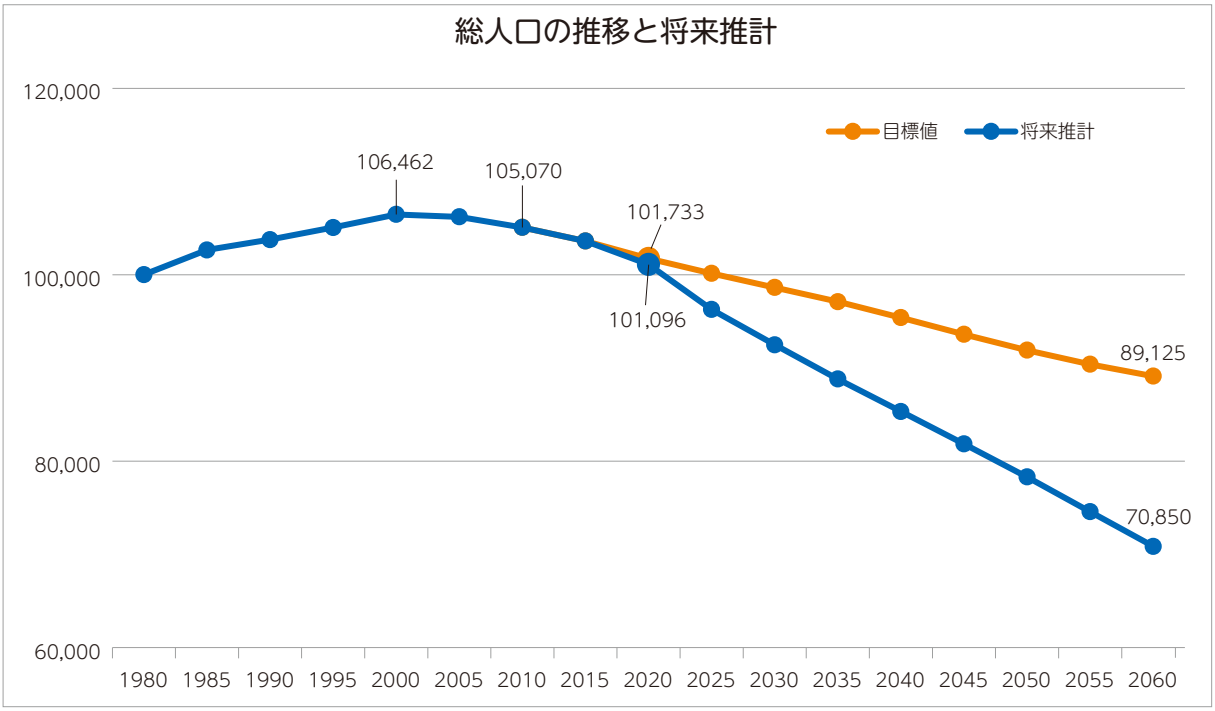

資料：鹿屋市「鹿屋市人口ビジョン（各年 10 月1日現在）」

数値目標	基準値	目標値
鹿屋市の人口［各年 10 月 1 日現在］（鹿児島県「人口移動調査（推計人口）」）	97,574 人（2024）	95,400 人（2034）
合計特殊出生率[2]	1.85（2018 ～ 2022 平均）	2.10（2028 ～ 2032 平均）
社会増減（転入者－転出者）［年］	△ 390 人（2023）	0 人（2034）

[1] 人口ビジョン:2015 年策定。平成 22 年の国勢調査をもとに、合計特殊出生率が 2030 年に 2.1 になるよう段階的に引き上げ、その後一定、2020 年から人口移動が均衡状態としたときの数値グラフである。

[2] 合計特殊出生率：15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数。

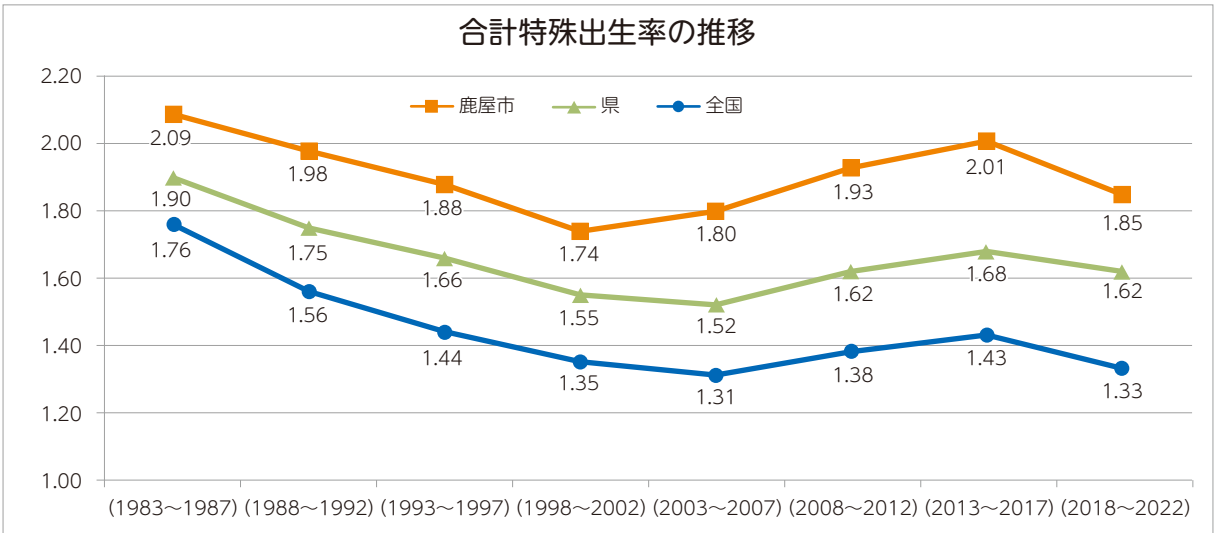

資料：厚生労働省「人口動態統計」、「人口動態統計特殊報告」
※全国及び鹿児島県の数値は人口動態統計の各年の合計特殊出生率を平均したもの。

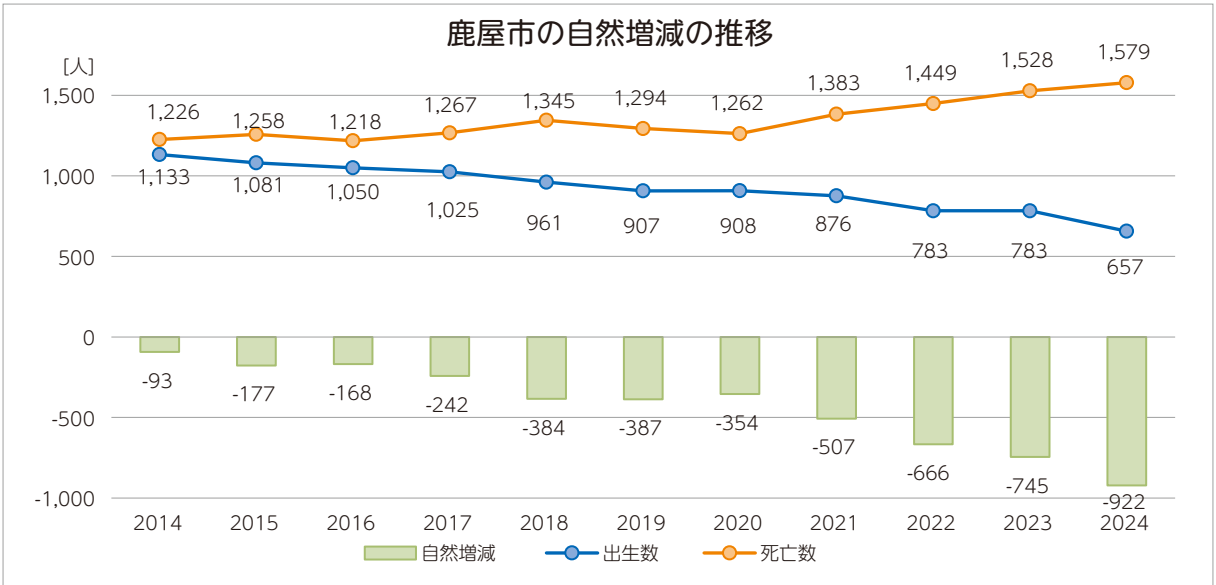

資料：鹿屋市「住民基本台帳月報」

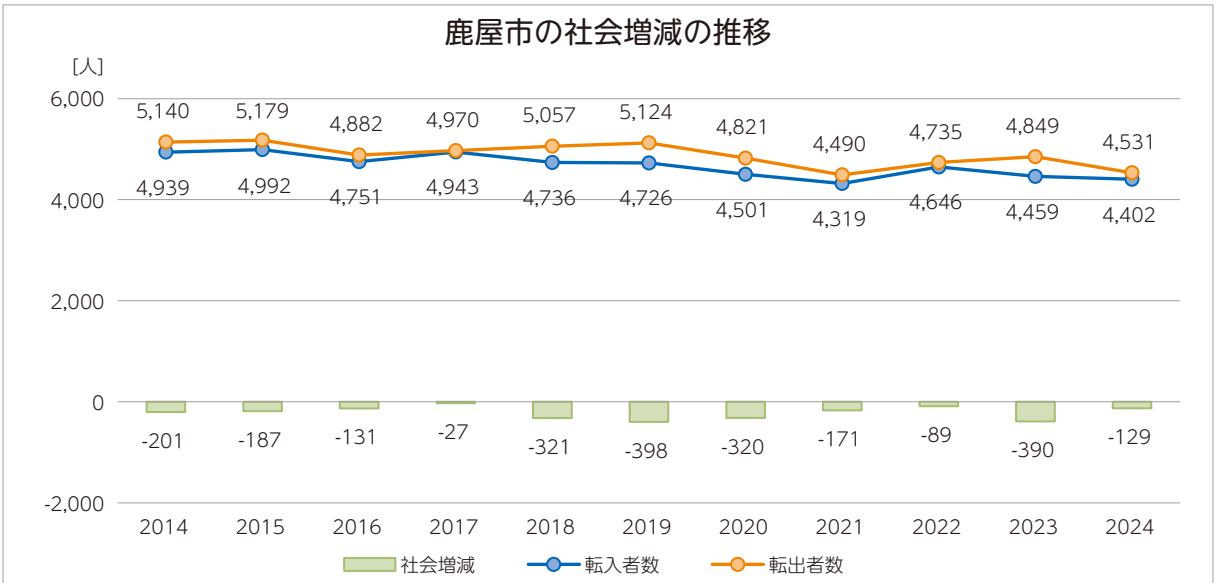

資料：鹿屋市「住民基本台帳月報」

第3章 基本目標

基本目標1 やってみたい仕事が広がるまち

温暖な気候や広大な農地などの恵まれた営農環境を生かし、持続可能な「農のまちかのや」を構築するため、「第２次かのや農業・農村戦略ビジョン」に基づき、担い手の確保・育成、生産基盤の強化、農村環境の保全、加工・流通・販路開拓の取組を推進します。

また、「鹿屋市森林・林業振興計画」に基づく森林の適正管理や再造林の推進、「鹿屋市水産業振興計画」に基づく水産業の経営基盤の強化など、魅力ある農林水産業の振興を図ります。

商工団体や金融機関と連携し、生産性の向上などに取り組む中小企業等の資金調達や経営革新のほか、起業や事業承継等に対する支援の充実を図ります。

また、女性の活躍の推進や障がい者の雇用を促進するとともに、子育て世代、高齢者や外国人など多様な人が働きやすい環境を整備し、商工業の活性化を進めます。

企業誘致に積極的に取り組み、雇用の場の確保に努めるとともに、ICT を活用した場所や時間にとらわれない多様な働き方を支援します。

基本目標2 交流で賑わうまち

かのやばら園や輝北天球館、鹿屋航空基地史料館、海軍航空隊串良基地があった串良平和公園、神代三山陵の一つである吾平山上陵などの観光資源と、豊かな自然や食、戦争遺跡等の地域資源をブラッシュアップし、本市の魅力を内外へ発信して、まちのブランド力と認知度の向上に取り組むとともに、大隅４市５町による広域的な観光振興と誘客・交流人口の増加を図ります。

鹿屋体育大学や地域密着型プロサイクリングチーム「CIEL BLEU KANOYA」、プロソフトボールチーム「MORI ALL WAVE KANOYA」をはじめとする健康・スポーツに関連する資源を有する本市の特性を生かし、スポーツ合宿の誘致やスポーツによる交流を進めます。

移住希望者の就業支援などの充実を図るとともに、子育てや住居など生活環境の情報を発信し、移住後も安心して生活できる継続的なサポートを行い、移住・定住につなげます。

まちの特性を市民と共有し、新たなまちの魅力をつくり育てることで認知度を高め、まちへの愛着と人に勧めたいという気持ち（シビックプライド）を醸成し、関係人口の拡大・創出を図ります。

基本目標３　こども・若者の未来を創るまち

こども・若者の権利を尊重し、こども・若者が安心して過ごせる居場所づくり、意見表明や社会に参画できる環境づくりを進めます。また、若者のキャリア形成や結婚等において希望が叶えられるよう支援します。

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠前から子育て期まで、切れ目のない支援の充実を図るとともに、医療体制や包括的な相談支援体制を充実し、こどもを産み育てやすい環境づくりを進めます。

学校教育の充実により、児童・生徒の確かな学力の向上、健やかな心身の育成や規範意識、社会性の涵養などを図るとともに、生涯学習・社会教育の充実を通して、家庭や地域の教育力を高め、未来を創る心豊かでたくましい人づくりを進めます。

基本目標４　安心して暮らし続けられるまち

中心市街地に行政･商業･医療などの都市機能施設が集積する拠点を維持･形成するとともに、輝北・串良・吾平地区等の地域拠点を形成し、それらが有機的に連携する多極ネットワーク型コンパクトシティを目指します。

生活や物流を支える道路ネットワークや公共交通などの都市機能を確保するとともに、雨水排水対策や適正な土地利用、空き家の利活用などを進め、快適な生活基盤づくりを推進します。

地域防災力の向上や大規模災害に備えた広域連携による防災体制の充実、消防団の強化、管理不全空き家の適正管理、防犯・交通安全、医療体制の充実などにより、安全で安心な生活の実現を図ります。

「ゼロカーボンシティかのや」の推進、自然環境の保全、ごみ減量・リサイクルの推進など、自然環境にやさしいまちづくりを推進します。

これらの取組を通して、大隅地域の拠点都市として更なる発展を目指します。

基本目標５　ともに支えあい、いきいきと暮らせるまち

こどもから高齢者、障がいのある人など多様な地域住民が互いに支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現に取り組みます。

市民一人ひとりが、いつでもスポーツや文化活動に取り組むことができる環境づくりを進め、生涯にわたって健康で生きがいを持って暮らせる社会を目指します。

地域の課題解決に向けて住民や多様な主体が協力し、共生協働・コミュニティ活動を推進し、みんなで未来の地域を創るとともに、互いの人権を尊重し合い、誰もが個性と能力を発揮して安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

第４章 施策の体系

まちづくりの将来像	基本目標	基本施策
ひとが元気！まちが元気！「みんなで創る健康都市　かのや」	やってみたい仕事が広がるまち	活力ある農林水産業の振興
		商工業の振興と雇用の促進
	交流で賑わうまち	地域資源を生かした観光の推進
		スポーツによる交流の推進
		移住・定住の推進
	こども・若者の未来を創るまち	こども・若者を育む環境の充実
		未来を拓く教育の充実
	安心して暮らし続けられるまち	快適な生活基盤づくりの推進
		安全で安心な生活の実現
		自然環境にやさしいまちづくりの推進
	ともに支えあい、いきいきと暮らせるまち	地域福祉の充実
		健康づくり・生きがいづくりの推進
		共生協働・コミュニティ活動の推進

第３編
基本計画
（2025年～2029年）

第１章　基本目標と基本施策 …… 26
基本目標１ やってみたい仕事が広がるまち …… 27
①活力ある農林水産業の振興 …… 28
②商工業の振興と雇用の促進 …… 32
基本目標２ 交流で賑わうまち …… 35
①地域資源を生かした観光の推進 …… 36
②スポーツによる交流の推進 …… 38
③移住・定住の推進 …… 40
基本目標３ こども・若者の未来を創るまち …… 43
①こども・若者を育む環境の充実 …… 44
②未来を拓く教育の充実 …… 46
基本目標４ 安心して暮らし続けられるまち …… 49
①快適な生活基盤づくりの推進 …… 50
②安全で安心な生活の実現 …… 54
③自然環境にやさしいまちづくりの推進 …… 56
基本目標５ ともに支えあい、いきいきと暮らせるまち …… 59
①地域福祉の充実 …… 60
②健康づくり・生きがいづくりの推進 …… 62
③共生協働・コミュニティ活動の推進 …… 66
第２章　市政運営と計画の推進 …… 72

第３編　基本計画（2025年～2029年）

第１章 基本目標と基本施策

基本目標１》 やってみたい仕事が広がるまち

- 基本施策①　活力ある農林水産業の振興
- 基本施策②　商工業の振興と雇用の促進

基本目標２》 交流で賑わうまち

- 基本施策①　地域資源を生かした観光の推進
- 基本施策②　スポーツによる交流の推進
- 基本施策③　移住・定住の推進

基本目標３》 こども・若者の未来を創るまち

- 基本施策①　こども・若者を育む環境の充実
- 基本施策②　未来を拓く教育の充実

基本目標４》 安心して暮らし続けられるまち

- 基本施策①　快適な生活基盤づくりの推進
- 基本施策②　安全で安心な生活の実現
- 基本施策③　自然環境にやさしいまちづくりの推進

基本目標５》 ともに支えあい、いきいきと暮らせるまち

- 基本施策①　地域福祉の充実
- 基本施策②　健康づくり・生きがいづくりの推進
- 基本施策③　共生協働・コミュニティ活動の推進

基本目標１

やってみたい仕事が広がるまち

基本施策①　活力ある農林水産業の振興
基本施策②　商工業の振興と雇用の促進

第３編　基本計画（2025年～2029年）

基本施策①　活力ある農林水産業の振興

現状と課題

- 温暖な気候や豊かな自然環境を生かし、多種多様な農林水産物が生産されており、農業産出額は畜産を中心に国内トップクラスを誇っています。一方、地球温暖化等に伴う自然災害による影響が発生しています。
- 世界人口の増加により食料需要が増加する一方で、世界情勢の緊迫等により、燃油や肥料、飼料等の生産資材価格が高騰し、我が国の食料安全保障の懸念が高まっています。
- 農林水産業の担い手の減少と高齢化が進む一方、経営の大規模化や法人化が進んでいます。
- 農村地域では、人口減少や高齢化等により集落機能が衰退し、国土の保全や水源のかん養など、農業・農村の持つ多面的機能の発揮が難しくなりつつあるとともに、有害鳥獣による農作物被害が農業経営の負担となっています。
- 畜産においては、国内外で口蹄疫や豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が発生しており、本市への侵入リスクが高まっています。
- 環境に配慮した農業生産活動を行うため、化学農薬・肥料の使用低減や有機農業の推進が求められています。また、農家の経営規模の拡大や未完熟たい肥の農地還元、畜舎や農地と一般住宅等との混住化の進展等により、畜産等に由来する臭気問題が発生しています。
- 森林面積は市域の約 52％を占め、戦後に植えた人工林が伐採期を迎えていますが、適切に管理されていない森林が増加し、森林の有する多面的機能の発揮が難しくなっています。
- 水産業は、海洋環境の変化による水産資源の減少、養殖種苗（稚魚）や飼料（魚粉）の海外依存による原料価格高騰の影響を受けています。

■農業産出額（2022 年）

区　分	産出額	全国順位
鹿児島県	5,114 億円	2位
鹿屋市	460 億円	9位
（うち耕種）	113 億円	91 位
（うち畜産）	344 億円	5位

資料：農林水産省「市町村別農業産出額（推計）」

■基幹的農業従事者数の推移

年	農家数
2005	5,542 人
2010	4,896 人
2015	3,825 人
2020	1,968 人

資料：農林水産省「農林業センサス」

■認定農業者数の推移

年度	個人経営体	法人経営体	合　計
2019	527 経営体	126 経営体	653 経営体
2020	522 経営体	137 経営体	659 経営体
2021	504 経営体	150 経営体	654 経営体
2022	486 経営体	154 経営体	640 経営体
2023	468 経営体	157 経営体	625 経営体

資料：鹿屋市農政課

■主要林産物（スギ材、ヒノキ材）の生産量・生産額（2023 年度）

生産量	生産額
79,972㎥	877 百万円

資料：鹿屋市林務水産課

■漁業種類別水揚高（2023 年度）

漁業種類	水揚高	割　合
養殖漁業	4,720 百万円	99%
そ の 他	40 百万円	1%
合　　計	4,760 百万円	100%

資料：鹿屋市林務水産課

基本的方向

- 新規就農者や農業後継者、認定農業者、農業法人、兼業農家、集落営農組織など、多様な担い手の確保・育成を図ります。
- 地域計画に基づき担い手へ農地を集積・集約し、農業経営の大規模化や農地の大区画化など生産基盤の強化を図るとともに、効率的・効果的な農業を推進し、所得の向上を図ります。
- 自然災害、家畜伝染病、有害鳥獣等の被害対策に取り組むとともに、国における農林水産物の適正な価格形成に向けた食料システムの構築などを通じた農業経営の安定化を図ります。
- 地域の共同活動を支援し、水源のかん養や良好な景観の形成など、農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮を図るとともに、環境に配慮した農業を推進します。
- 消費者や食品加工業者のニーズに対応するため、安定した生産・出荷を行う体制づくり、地域６次産業化、農林水産物の販路開拓・拡大の推進のほか、物流の効率化や鮮度保持に向けた取組を推進します。
- 市民が農業を体験する機会を提供するなど、「農のまちかのや」への愛着や誇り（シビックプライド）の醸成を図ります。
- 持続可能な循環型の森林施業を実施するため、施業の効率化、路網等の計画的な整備、森林の適正な管理や主伐後の再造林の推進、地元産材の利用促進を図ります。
- 水産業の持続的発展に向けて、養殖業等の人材確保・育成や、スマート漁業の導入による生産性向上を図り、安定的かつ効率的な経営を推進します。

重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI[1]）	基準値（2023）	目標値（2029）
認定農業者（個人経営体）の平均農業所得【年】	3,656 千円	4,300 千円
認定農業者（法人）の経営体数 【各年４月１日現在】	157 経営体	175 経営体
農業産出額（耕種＋畜産）【年】	460 億円 （2022 年）	483 億円
主要林産物生産額【年度】	877 百万円	928 百万円
漁業水揚高【年度】	4,760 百万円	4,921 百万円

[1] KPI：施策ごとの進捗状況を評価・検証するために設定する重要業績評価指標のこと。Key Performance Indicator の略。

第３編　基本計画（2025年～2029年）

具体的施策

①多様な担い手の確保・育成

市農業公社や関係機関と連携し、新規就農者や農業後継者の確保･育成を図るとともに、意欲ある認定農業者、農業法人等に対し営農の規模や形態、段階に応じた支援を行います。

過疎・高齢化が進む中山間地域における農業労働力を補完するため、集落営農組織や農作業受託組織の設立支援やオペレーターなどの確保・育成を進めます。

②農業の生産基盤の強化

地域計画に基づく話合い活動を通じて、担い手への農地集積・集約を加速化させるとともに、農地の大区画化や土地改良施設の計画的な整備や改修を行い、優良農地を形成・維持します。

国営畑地かんがい事業地区においては、水利用による高収益作物の輪作等による営農を推進します。

③農地の有効利用の促進

農業委員や農地利用最適化推進員等と連携し、農地情報や農業者の意向等を把握しながら、農地の流動化等に取り組むとともに、地域計画や鹿屋農業振興地域整備計画の適切な管理・更新により、農地の有効利用を促進します。

④農業の経営態勢の強化

認定農業者や認定新規就農者への誘導と経営力を高めるための簿記研修等を実施します。

また、耕種農業においては、大型農業機械やスマート農業機器等の導入による農作業の省力化や高品質生産を図るとともに、さつまいもや水稲等を基軸とした高収益作物との輪作体系の確立、畜産においては、優良牛の導入や畜舎等の整備、自給飼料の生産体制の強化によるコストの低減等など、効率的で生産性の高い経営態勢の強化を図ります。

⑤農業経営の安定化

防災営農対策を進めるとともに、各種セーフティネットへの加入促進、国における農作物の適正な価格形成に向けた食料システムの構築を通して、農業経営の強化・安定化を図ります。

⑥鳥獣被害対策の強化

集落ぐるみの意識啓発（寄せ付けない）､侵入防止柵の設置及び管理（侵入を防止する）､関係団体等と連携した有害鳥獣の捕獲（個体を減らす）の３つの取組を強化するとともに、狩猟者を確保・育成し、有害鳥獣による農作物等の被害軽減に取り組みます。

⑦家畜防疫対策の強化

家畜疫病等の発生予防やまん延防止を図るため、自衛防疫の徹底と有事に備えた防疫対策を地域一体となって推進します。

⑧農村環境の保全

農業者や地域住民等が参画する地域の共同活動や集落営農活動を、国の多面的機能支払交付金等を活用して支援し、地域資源の保全・管理を推進します。また、耕作放棄地の発生防止や持続的な農業・農村基盤の整備と多面的機能の維持・発揮を図ります。

⑨環境に配慮した農業の推進

土壌診断による適正な施肥や化学農薬・肥料の使用低減、温室効果ガスの排出抑制、有機農業や耕畜連携による環境に配慮した農業を促進するほか、臭気の発生源・発生原因の究明と結果に応じた対策、畜産環境パトロールと指導の強化、自己処理施設放流水の水質検査の実施、畜産消臭資材（ＥＭ菌やアンモニアメッシュ等）の活用を促進します。

⑩「農のまちかのや」へのシビックプライドの醸成

市民ふれあい農園や体験型農園等の利用促進、こども料理教室・食育教室などの地産地消・食育に関する取組を推進するほか、農業に関する各種イベントを実施します。

⑪加工・流通・販路開拓

関係者が交流・連携する場を設け、多様な需要を農業法人等で共有し対応するネットワークを構築するなど、安定した生産･出荷を行う体制や効率的な物流体制の構築を図り、川中・川下のニーズに応じた農林水産物・加工品の生産振興と国内外における販路開拓・拡大を推進します。

鹿児島県大隅加工技術研究センター等の関係機関と連携した地域６次産業化の促進や最終製品を製造する食品加工企業等の誘致に取り組み、農林水産物の高付加価値化を図ります。

⑫まもり・育てる林業の推進

林業従事者の確保や省力化を推進し、森林組合など林業経営体の経営基盤の充実・強化を支援するとともに、関係者と連携した団地化による施業の効率化や森林環境譲与税等を活用した森林の適正な管理、再造林を進め、土砂災害防止や水源かん養等の森林の持つ多面的機能の維持・発揮を図ります。

また、木材の付加価値を高めるための森林認証の取得や公共施設等への木材利用の推進、枝物などの特用林産物の生産振興を図ります。

⑬魅力ある水産業の推進

漁業協同組合や養殖業者などの水産事業者の経営基盤の充実・強化を支援するため、AI や ICT 技術の導入、カンパチなど水産物の高付加価値化と販路拡大を図るとともに、漁場環境の保全に取り組みます。

みんなで創る　～市民・地域・事業者等が取り組めること～

- 安全・安心な農林水産物を生産・供給します。
- 環境に配慮した農林水産業に取り組みます。
- 農林水産業や農山漁村が有する多面的機能を維持します。
- 農地を適正に管理し、担い手への集積・集約化に取り組みます。
- 有害鳥獣を農地や集落に寄せ付けないよう取り組みます。　　など

関連する主な個別計画

- 第２次かのや農業・農村戦略ビジョン
- 鹿屋市森林・林業振興計画
- 鹿屋市水産業振興計画
- 鹿屋市有機農業推進方針
- 第３次かのや「食」と「農」交流推進計画
- 鹿屋農業振興地域整備計画
- 地域計画

第３編　基本計画（2025年～2029年）

基本施策② 商工業の振興と雇用の促進

現状と課題

- 市内企業実態調査（2024 年度）では、少子高齢化による人手不足が深刻化しており、特に建設業とその他サービス業で顕著となっています。また、女性が働きやすい職場づくりや高齢者の雇用は進みつつありますが、障がい者の雇用が遅れています。
- 物価高騰や人件費が上昇しており、価格転嫁や経費削減など、経営の合理化が求められています。
- 中小企業は経営基盤が弱く、安定した資金繰りのための融資制度の充実が必要となっています。また、後継者不在の中小企業もあり、雇用や貴重な技術が失われる可能性があります。
- 起業希望者に対する支援制度の充実やリスキリングなど多様な学びの機会を提供する必要があります。
- 地元消費や商店の減少、後継者不足、空き店舗の増加などにより、商店街の活気が衰退しています。
- 企業の製造拠点の国内回帰など、企業の立地ニーズが高まるとともに、高速交通体系の整備により企業が立地しやすい環境が整ってきています。
- 外国人材の雇用は、年々増加していますが、雇用に係る経費の負担や一定期間を経過した後の定着率の低さが課題となっています。

■事業所及び従業員数

年	事業所数	従業員数
2014	4,818 か所	41,016 人
2021	4,310 か所	39,000 人

資料：総務省「経済センサス－基礎調査」、総務省･経済産業省「経済センサス－活動調査」

■市内高等学校卒業生の就職状況

年	市内	県内（市外）	県外	卒業者数
2018	56 人	129 人	209 人	1,099 人
2023	52 人	94 人	162 人	954 人

資料：鹿屋市商工振興課

基本的方向

- 企業が抱える課題への相談対応や支援を行い、地域経済の重要な担い手である中小企業の振興を図ります。
- 起業や事業承継を「ワンストップ相談窓口」により支援するとともに、リスキリングなど多様な学びの機会の提供に取り組みます。
- 空き店舗の活用やにぎわいの創出に取り組み、商店街の活性化を図ります。
- 立地企業への継続的支援に取り組むとともに、本市の特性を生かした企業の誘致に取り組みます。
- 若者が地元企業に触れる機会を創出し、地元就職や UIJ ターン者の就業を支援します。
- 子育て世代、高齢者、障がい者を含むすべての労働者が働きやすい雇用環境の充実を図ります。
- 都市圏企業やテレワーカー・フリーランスなど、本市に様々な形で関わる人たちの交流を促進し、ネットワークの構築を図るとともに、新たな産業の創出を推進します。

重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	基準値（2023）	目標値（2029）
創業支援等事業による創業件数【年度】	224 件 （2019 ～ 2023 の5年間）	250 件 （2025 ～ 2029 の5年間）
立地企業の従業者数【各年4月1日現在】	3,162 人	3,300 人
合同企業説明会による地元企業との雇用マッチング数（公務員除く）【年度】	36 人	40 人

具体的施策

①中小企業等の振興

鹿屋商工会議所やかのや市商工会と連携し、企業が抱える課題への相談対応や支援を行います。また、DX や GX を推進し経営基盤の安定を図ります。

②起業・事業承継・リスキリングの支援

コワーキング施設（RINA　BASE ＋）を活用し、多様な学びの機会の提供や本市に様々な形で関わる人たちの交流やネットワーク化を促すとともに、空き店舗での起業を推進します。

また、鹿屋市産業支援センターを中心に、商工団体や金融機関などの市内創業支援機関、金融機関等と連携した「ワンストップ相談窓口」による起業や創業を支援するとともに、第三者承継（M&A）などの高度な専門知識を必要とする事業承継については、鹿児島県事業承継・引継ぎ支援センター等の機関と連携した支援を行います。

③商店街の活性化

消費者のニーズやライフスタイルの変化に即した新たな販売手法の採用や魅力ある個店づくり、集客イベントによる賑わいづくり、情報発信の取組を支援します。

④企業誘致等の推進

県農業開発総合センター大隅支場跡地等への企業誘致の取組を推進します。

また、関係機関等と連携し、企業進出の検討段階から、立地、定着化まで切れ目のない支援を行い、企業の進出や既存立地企業の事業拡大等を促進し、魅力的な雇用の場の拡大と地域経済の活性化を図ります。

⑤就労の支援

ハローワーク等の関係機関と連携して市内企業等における雇用情勢の分析を行い、企業が求める人材と求職者のマッチングに取り組みます。

また、関係機関と連携して企業の採用・人材育成・定着を支援するとともに、子育て世代や高齢者、障がい者、テレワーカー、副業人材、外国人などの多様な方々が働きやすい環境の整備に向けた啓発活動に取り組みます。

⑥若者就労支援

合同企業説明会や企業見学会など、市内外の若者が地元企業を知る「きっかけづくり」を推進するとともに、地元就職率の向上を図ります。

⑦勤労者福祉の充実

安心して働き続ける環境をつくるため、鹿屋市勤労者サービスセンターと連携して勤労者福祉の充実を図ります。

みんなで創る　～市民・地域・事業者等が取り組めること～

- 魅力ある個店づくりに取り組みます。
- 商店街や通り会に加入し、地域の取組に積極的に参加します。
- 夏祭りなどの地域活性化イベント・行事に積極的に参加します。　　など

関連する主な個別計画

- 産業振興促進計画

第３編　基本計画（2025年～2029年）

取組のイメージ

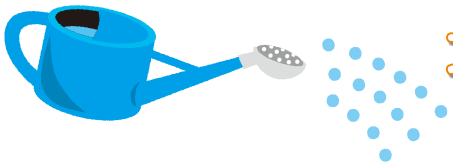

地域を支える農業の発展

- 新規就農者や農業後継者の確保・育成
- 中核的担い手へのサポートの充実
- 兼業農家や集落営農組織等の多様な担い手の確保・育成

- 地域計画に基づく担い手への農地の集積・集約
- 農地の大区画化
- スマート・大型農業機械の導入

担い手の育成

生産基盤の強化

持続可能な「農のまちかのや」の構築

農村環境の保全

加工･流通販路開拓

- 化学農薬・肥料の使用低減有機農業の推進
- 家畜排せつ物処理施設等の環境整備堆肥化の推進

- 農林水産物・加工品の販売促進
- 農林水産物の様々な需要に対応できる生産者ネットワークによる供給体制の形成
- 地域６次産業化の推進

農業産出額の向上

基本目標２

交流で賑わうまち

基本施策①　地域資源を生かした観光の推進
基本施策②　スポーツによる交流の推進
基本施策③　移住・定住の推進

第３編　基本計画（2025年～2029年）

基本施策① 地域資源を生かした観光の推進

現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、市内の入込客数・宿泊者数は減少しましたが、コロナ禍が明け、回復傾向にあります。また、本市の宿泊客の約７～８割がビジネス利用となっています。
- デジタル化の急速な発展により、SNS の活用が観光情報の発信に大きな影響力を発揮しています。
- 大隅半島でのインバウンドの効果は限定的ですが、今後の地方への波及が期待されており、インバウンド誘客に取り組む必要があります。
- 大隅半島では、雄川の滝や佐多岬、JAXA 内之浦宇宙空間観測所などに集客力があり、大隅半島の観光資源との連携、広域のスケールメリットを生かした取組を行う必要があります。
- 人口減少が進む中、地域活性化を図るため、市の魅力の情報発信を行い、ふるさと納税の寄附など、市と多様に関わる人（関係人口）の創出・拡大を図る必要があります。

	2019	2020	2021	2022	2023
入込客数	1,533,034 人	892,356 人	832,345 人	1,032,540 人	1,111,942 人
宿泊者数	247,342 人	178,535 人	213,433 人	225,447 人	257,290 人
ふるさと納税寄附件数	134,851 件	135,926 件	156,762 件	274,249 件	179,400 件

資料：鹿屋市ふるさとＰＲ課

基本的方向

- 本市の持つ地域資源の個々の魅力を引き出し、都市部を中心に情報発信を行います。
- 霧島ヶ丘公園、戦争遺跡、観光農園や鹿屋の「食」、スポーツ合宿など、観光・物産・ツーリズムの結びつきを強化し、相乗効果を高めます。
- インバウンドを含む観光客を取り込むため、受入体制の強化を図ります。
- 広域的な連携を進め、観光資源のネットワーク化による大隅地域の新しい観光地域づくりを推進します。
- 豊かな自然と農林水産業など、地域資源を生かしたグリーンツーリズム等を推進し、観光客など地域外の住民との交流を通じて、農村・漁村地域の活性化を図ります。
- 様々な媒体・コンテンツを活用した情報発信を強化し、ふるさと納税の寄附者とリピーターの増加など関係人口の創出・拡大に取り組みます。

重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	基準値（2023）	目標値（2029）
入込客数【年度】	1,111,942 人	1,660,000 人
宿泊者数【年度】	257,290 人	270,000 人
ふるさと納税寄附件数【年度】	179,400 件	204,000 件

具体的施策

①シティプロモーションの推進

各種データ分析によるエビデンスに基づき、ターゲットを明確化し、対象に合わせたセールス活動や情報発信に取り組み、本市の認知度を高めます。

また、ふるさと会との連携やかのやファン倶楽部を中心とした様々な媒体・コンテンツによる広告等を行い、かのやばら大使をはじめとする著名人や本市のキャラクターなどによる積極的なシティプロモーションを推進するとともに、市民のシビックプライドの醸成を図り、活動人口の増加を目指します。

②観光分野における広域・官民連携の強化

鹿屋市観光協会や（株）おおすみ観光未来会議、市内観光関連事業者等と連携し、大隅地域の自治体と民間事業者が一体となり、観光・物産情報の発信や広域観光ルートの構築などに取り組みます。

③魅力ある観光地の形成

霧島ヶ丘公園やかのやばら園、観光農園等の観光施設について、デジタル通信環境やSNS で発信したくなる施設の整備などに取り組むとともに、インバウンド需要を取り込むため、メニューや案内表示を多言語化し、多様な観光客が継続的に訪れたくなる魅力的な観光地づくりに取り組みます。

④多様な地域資源を生かしたツーリズムの推進

地域の資源である豊かな自然、農業や漁業などの食、登山・トレッキング、戦争遺跡などの各種ツーリズムに加え、スポーツ合宿との連携、鹿屋体育大学や地域コミュニティ団体等との新たな体験プログラムの開発や民泊の受け入れ先の確保など、他にはない本市ならではのツーリズムに取り組みます。

⑤関係人口の増加につながる施策の展開

観光客が地域の人々や地域資源と継続的につながる機会の提供に取り組みます。

また、ふるさと納税を通じた関係人口づくりについては、効果的なシティプロモーションや返礼品提供事業者と連携した返礼品の充実により、新たな寄附者とリピーターの確保に取り組みます。

みんなで創る　～市民・地域・事業者等が取り組めること～

- 身近にある隠れた魅力や資源を発掘し、SNS などを用いて広く発信します。
- ツーリズム活動の提供による観光客の受入れに参画します。　　など

関連する主な個別計画

- 鹿屋市観光戦略
- 鹿屋市シティプロモーション戦略
- ばらを活かしたまちづくり計画

第３編　基本計画（2025年～2029年）

基本施策②　スポーツによる交流の推進

現状と課題

- 日本で唯一の国立体育大学である鹿屋体育大学をはじめ、多様な運動施設などスポーツに適した環境があり、トップアスリートの自主トレーニングやスポーツ合宿の誘致が進んでいます。
- 県外からのスポーツ合宿者数は 2023 年度に過去最高を記録し、種目別では野球やサッカー、バレーボール、ボート、テニスなどが上位を占めています。
- スポーツ合宿における各種手続きの利便性向上や低利用施設の活用により、合宿者数は更に伸びる余地があります。
- 大規模なスポーツ大会の誘致やスポーツツーリズムを推進するには、市内のスポーツ施設では受入れに限りがあるため、近隣市町の施設も活用しながら広域的に連携し誘致する必要があります。
- 地域密着型プロスポーツチームとして、「CIEL BLEU KANOYA」や「MORI ALL WAVE KANOYA」が活躍しており、ホームタウンスポーツを生かしたまちづくりを推進しています。
- 自転車とのゆかりが深く、鹿屋体育大学自転車競技部や「CIEL BLEU KANOYA」が活躍するとともに、Ｊプロツアーやツール・ド・おおすみなどのサイクルイベントが開催されています。

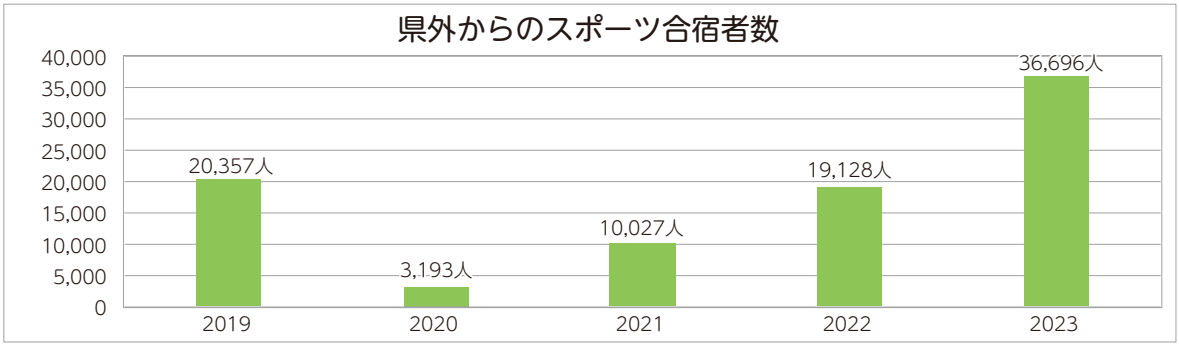

基本的方向

- かのやスポーツコミッションなどの関係機関と連携し、スポーツ合宿の誘致に取り組みます。
- 合宿手続きなどの利便性を向上し、リピーターの獲得につなげるとともに、市内外のスポーツ施設等を活用し、新たな競技団体誘致を目指します。
- 大規模なスポーツ大会やスポーツ合宿の誘致に向け、近隣市町と広域的に連携し、交流人口の増加や地域経済の活性化を図ります。
- 市内スポーツ施設の有効活用を図るとともに、計画的な修繕等を行い、安全で安心なスポーツ環境の提供に取り組みます。
- 地域密着型プロスポーツチームと連携を強化し、本市の特色であるホームタウンスポーツを生かしたまちづくりを更に推進し、応援・支援する市民との一体感の醸成を図ります。
- 市民やサイクリストが安全で快適に走行できる環境の整備に取り組むとともに、サイクリング普及イベントの開催など、市民が自転車に乗る機会を提供し、自転車によるまちづくりを推進します。

重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	基準値（2023）	目標値（2029）
県内外からのスポーツ合宿者数【年度】	49,848 人	79,000 人
スポーツイベント参加者数【年度】	9,854 人	12,000 人

具体的施策

①スポーツ合宿・大会の推進

温暖な気候や多様な運動施設などスポーツに適した環境を生かすとともに、鹿屋体育大学や各種競技団体、かのやスポーツコミッションなどの関係機関が有機的に機能するよう密な情報共有体制を構築し、着地型合宿・大会、トップアスリートの合宿の誘致を図ります。

また、合宿に関する申請や施設予約などの手続きのデジタル化を推進し、合宿者の利便性の向上や手続きの簡素化・効率化を図ります。

②ホームタウンスポーツの推進

地域密着型プロスポーツチームと連携し、スポーツ合宿や JBCF ロードシリーズ（J プロツアー）などのスポーツイベントの誘致を積極的に行います。

また、ホームタウンスポーツフェスタなどのイベントを開催し、選手と市民の交流機会を提供するとともに、スポーツボランティア等の活動人口の増加を図ります。

③自転車によるまちづくりの推進

ツール・ド・おおすみなどの大型イベントのほか、市民のニーズに合わせたサイクリングコースを活用したサイクリングイベント等を開催するとともに、市民やサイクリストが安全で快適に走行できる道路環境や休憩箇所等を整備し、「自転車を見る・乗る・触れる」機会を提供します。

④スポーツ施設の整備

スポーツ施設の利用率や時期・時間帯を考慮しながら有効活用を図るとともに、計画的な修繕等による長寿命化、備品や設備の充実により、市民や合宿者が安心して利用できるスポーツ環境を整備します。

⑤広域的な連携

近隣市町との連携を図り、大規模スポーツ大会や県内外からのスポーツ合宿の誘致に取り組み、スポーツによる大隅全体の活性化に取り組みます。

みんなで創る　～市民・地域・事業者等が取り組めること～

- 地域に根差すプロスポーツチームを応援します。
- トップアスリートの合宿時に実施されるスポーツクリニックなどに参加します。
- 日常的に自転車に親しみ、サイクルイベントに参加します。　　など

関連する主な個別計画

- 第２期鹿屋市スポーツ推進計画
- 第２次鹿屋市自転車活用推進計画

第３編　基本計画（2025年～2029年）

基本施策③　移住・定住の推進

現状と課題

- 進学や就職を機に若年世代が市外へ転出する一方で、近年、都市部から地方への移住について関心が高まり、各自治体における移住施策が進んでいます。
- 「かのや移住サポートセンター」の 2020 年度以降の移住実績は、世帯主の年代別で 30 代が 25％と最も多く、次いで 50 代が 24％となり、30 代から 50 代で６割以上を占め、家族構成別では、単身世帯が 47％、複数世帯が 53％となっています。
- 移住形態別では、I ターンが 62％、U ターンが 31％となっており、移住の理由としては、配偶者やパートナーが本市の出身であること、安全・安心な食があること、のびのび子育てできることなどが挙げられ、移住先を選定する際に重視しているポイントとしては、生活を維持できる仕事の有無や住宅・土地の入手に関することが挙げられています。
- 人口減少や少子高齢化等により、空き家の増加が顕著となっており、移住者をはじめとする利用希望者と空き家をマッチングする仕組みづくりが求められています。

	2019	2020	2021	2022	2023
新規移住相談件数	70 人	140 人	135 人	186 人	202 人
移住者数	10 人	40 人	29 人	35 人	129 人

資料：鹿屋市地域活力推進課

【移住者の声】

- 人が温かい。人生でここまで人と関わることがあるのか、というくらい距離が近く、皆さん協力的なところが好きです。
- 都会と比べ、こどもたちが思いっきり遊べる広い公園や海があり、心が開放され、時間がゆっくり流れていると感じています。
- 海も山も近いので、こどもたちと自然に触れ合いながら身体を動かすことが日常的にあることが素晴らしい。
- 手作りの野菜を食べて、野菜がこんなに美味しいものかとビックリしました。
- 鹿屋の人たちが普通だと思っていることは都会の普通じゃないです。肉も魚も野菜もすべてが安くて美味しいです。

基本的方向

- 相談員による移住相談や移住体験活動、移住支援の充実を図り、農林水産業、医療･福祉、保育など担い手不足となっている分野や課題を抱える地域への UIJ ターンを促し、人材の移住・定住に取り組みます。
- 市外在住者への就業や住居、子育て支援等に関する情報提供を充実します。
- 市内にある空き家を有効活用するため、空き家物件の登録促進や情報発信を行い、空き家バンク制度の充実を図ります。
- シビックプライドを醸成し、市民が移住者を呼び込み、温かく迎える機運を高めます。

重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	基準値（2023）	目標値（2029）
本市への移住相談件数【年度累計】	733人 （2019～2023の5年間）	2,000人 （2025～2029の5年間）
本市の移住支援制度を活用又は相談窓口を経由した移住者数【年度累計】	244人 （2019～2023の5年間）	750人 （2025～2029の5年間）

具体的施策

①支援制度の充実

県外からの移住に対する支援の充実や担い手不足となっている分野への就業を支援するとともに、地域おこし協力隊制度を活用した地域課題の解決につながる人材の確保を図ります。

また、移住者等がスムーズに住居を決められるよう、空き家バンクへの物件登録促進や即入居可能な空き家物件の充実を図ります。

②情報発信の強化

移住ポータルサイトにおいて、移住支援制度や子育て、就業・就農、住居等の移住に関する情報の充実を図るとともに、SNSにより、移住に関するイベント情報、移住体験の様子、空き家バンク登録物件等の情報を発信することで、幅広い世代が求める情報をすぐに得られる環境を整備します。

また、本市の魅力を域外へ発信するため、関係機関等と連携した都市部でのシティプロモーション、移住フェア等への出展、移住ガイドブックの発行を行うとともに、市民自らが様々な媒体を活用して、本市の日常風景や動画等を発信する取組を推進します。

③体験・関係人口の創出

子育て世帯をターゲットにした移住体験ツアーの実施や就業活動を伴う移住体験を支援することで、移住希望者が実際に本市を訪れる機会を創出します。

また、都市部人材との連携やワーケーションの誘致、移住にこだわらない二地域居住者の獲得など、関係人口の拡大に向けて取り組みます。

④丁寧で継続した支援・助言

専従の相談員による、きめ細やかな相談対応に加え、町内会や近隣住民の紹介、困りごとの相談対応をはじめ、移住者相互のネットワークづくりを目的とした移住者交流会の実施など、移住後も安心して生活できるサポートを行います。

⑤シビックプライドの醸成

中高生に対する出前講座や若年層が住みやすいまちづくりを考える機会を創出するとともに、本市の取組を市民や地元企業に情報提供することで、行政・市民・企業が一体となって、まち全体で移住者の受入れを推進する雰囲気づくりに取り組み、活動人口の増加を図ります。

みんなで創る　～市民・地域・事業者等が取り組めること～

- 市民だから分かる鹿屋市の魅力を発信します。
- 移住者を地域で温かく迎え入れます。　　など

第３編　基本計画（2025年～2029年）

取組のイメージ

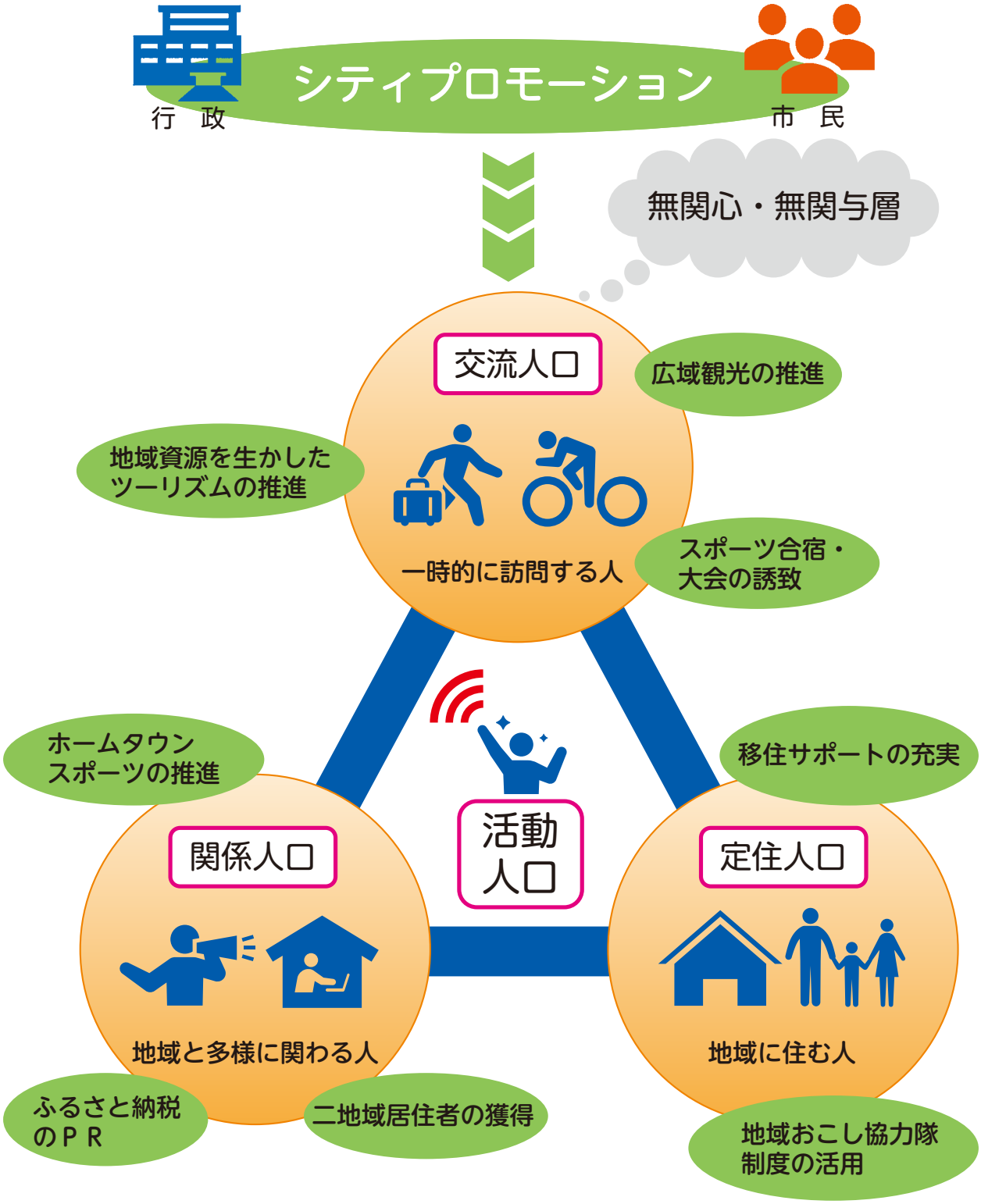

交流・関係・定住人口の創出・拡大による活動人口の増加

基本目標３

こども・若者の未来を創るまち

基本施策①　こども・若者を育む環境の充実
基本施策②　未来を拓く教育の充実

第３編　基本計画（2025年～2029年）

基本施策①　こども・若者を育む環境の充実

現状と課題

- 本市の合計特殊出生率は 1.74（2022 年度）となっており、全国平均に比べ高い水準にありますが、出生数は年々減少しています。
- 共働き世帯の増加や核家族化、地域とのつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境は変化しており、妊産婦や子育て家庭の孤立、こどもを産み育てることへの心理的・経済的な負担や不安が増しています。また、児童虐待や貧困、ヤングケアラーなど、こども・若者や子育て当事者をめぐる課題が深刻化・複雑化しています。
- より身近な場所での良質な教育・保育の提供や放課後・休日等のこどもの居場所づくり、安全で安心して遊べる場所の整備が求められています。
- 婚姻件数は、若年世代の市外流出や未婚化・晩婚化、価値観の多様化、経済的な不安感など様々な要因により減少傾向にある一方で、国の出生動向基本調査によれば、未婚者の８割以上が結婚の希望を持っており、出会いや結婚に対するサポートが望まれています。
- 若者の意識と生活に関するアンケート調査（2023 年度）では、若者自身の将来への希望について２割強が否定的な認識を示しており、若者が自信を持って、自らの力で未来の社会をよりよいものに変えていくための支援が求められています。

	2019	2020	2021	2022	2023
18 歳以下のこどもの数	19,715 人	19,434 人	19,203 人	19,006 人	18,676 人

資料：鹿屋市「住民基本台帳月報」

《こども・若者の対象年齢イメージ》

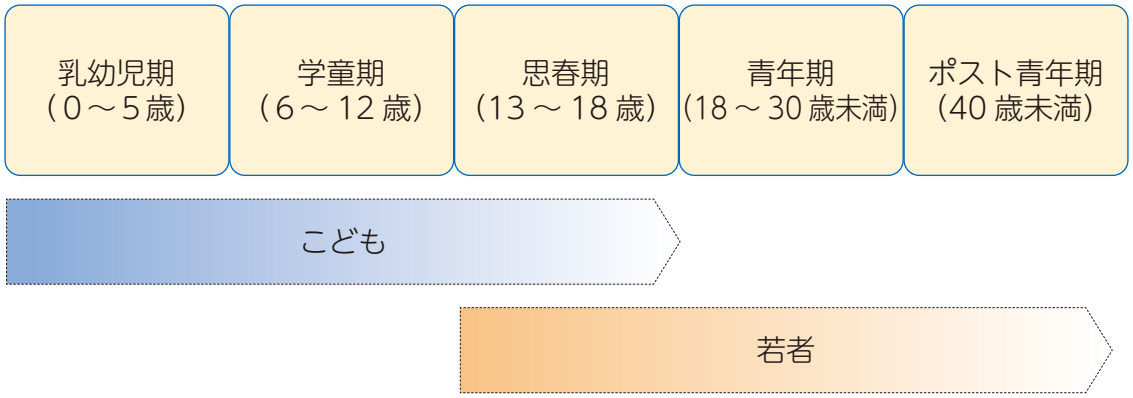

基本的方向

- こども・若者の最善の利益を第一に考え、積極的に社会参加できる仕組みを構築します。
- 安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠前から子育て期まで切れ目のない支援体制の充実と情報提供、医療体制や包括的な相談支援体制の充実に取り組みます。
- こども・若者が安心して過ごせる居場所の確保に取り組むとともに、地域全体でこども・若者を見守り、支える環境づくりに取り組みます。
- 若者が未来に希望を持てるよう、仕事や結婚、子育てなどのライフデザインを描き、実現できるよう支援します。

重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	基準値（2023）	目標値（2029）
18 歳以下のこどもの数【各年 10 月 1 日現在】	18,676 人	18,000 人
「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合【こども・若者の意識と生活に関する調査】	24.3%	70.0%
「結婚・妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合【こども・若者の意識と生活に関する調査】	28.5%	70.0%

具体的施策

①こどもまんなか社会の推進

家庭や学校、地域などのあらゆる場面において、こども・若者の権利が保障されるよう、こども・若者の権利に関する普及啓発と理解促進に取り組みます。

こども家庭センターを中心に、こどもの虐待防止に努めるとともに、こどもが安心して過ごせる居場所づくりやこども・若者が意見を表明する機会の創出、地域での遊びや多様な体験・活動の充実を図ります。

②医療・相談支援体制の充実

県や医師会、近隣市町と連携し、産科・小児科の体制確保を図ります。また、妊産婦健診や不妊治療などに対する助成や各種健康診査、産後の支援体制、乳幼児期における保健指導・健康教育・相談支援・情報提供等の充実を図ります。

③子育て家庭支援策の充実

ワーク・ライフ・バランスや共働き・共育ての促進を図るとともに、必要な保育を受けられる保育環境の整備と、延長保育や病児保育、一時預かり、学童クラブなどの多様な保育サービスの充実を図ります。

医療費助成、幼児教育・保育や学校給食の負担軽減、子育て家庭の状況に応じた手当の支給など、経済的な負担の軽減を図ります。

④地域全体で支える環境の整備

地域子育て支援拠点において、子育て親子の交流や子育てに関する相談、情報提供、家事支援を充実させるなど、地域で子育てを支えあえる環境づくりに取り組みます。

こども食堂や子ども会育成連絡協議会、子育てサークル等の子育て関連団体への支援と団体同士のネットワークの構築を図ります。

⑤若者の自立支援の充実

ライフプランを考える機会の提供や就労支援等により、若者のキャリア形成を支援します。

また、若者の居場所づくりに取り組むとともに、出会い・結婚を望む若者の希望が叶えられるよう支援します。

みんなで創る　～市民・地域・事業者等が取り組めること～

- 子育てに関する悩みなど、一人で抱えず相談します。
- こども・若者をやさしく見守り、こども・若者の意見を聞きます。
- こども・若者が楽しめるイベントや安心できる居場所をみんなで一緒に作ります。
- 子育て世代が働きやすい職場づくりに取り組みます。
- こども・若者、子育て中の方を地域全体で支える環境づくりに取り組みます。　　など

関連する主な個別計画

- 鹿屋市こども計画

第３編　基本計画（2025年～2029年）

基本施策②　未来を拓く教育の充実

現状と課題

- 国の教育振興基本計画は、将来の予測が困難な時代において、自ら未来を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる資質・能力を育み、人とのつながりや協働によって得られる幸せや生きがいを向上させる、ウェルビーイングの向上を目指すとしています。
- 地域とのつながりの希薄化が進行するなか、学校、家庭、地域が協働し、地域全体でこどもを育み、教育を支えることの重要性が高まっています。
- 不登校及びその傾向にある児童生徒数、障がいや発達に特性があり特別な支援が必要とされる児童生徒数が年々増加傾向にあります。
- 国際社会で活躍できる能力を育成するため、外国の言語や文化を理解し、グローバルな視点を持って社会の課題解決に取り組むことのできる人材の育成が求められています。
- 外国籍の児童生徒数は増加傾向にあり、学校への適応や日本語習得等に向けた支援を充実させる必要があります。
- GIGA スクール構想による１人１台端末や学校の Wi-Fi 整備等、学校の ICT 環境は飛躍的に進展し「日常化」が更に進んでいます。
- 本市の未来を創るこどもたちを育てるため、郷土への誇りと愛着を育てる教育を一層充実させることが求められています。

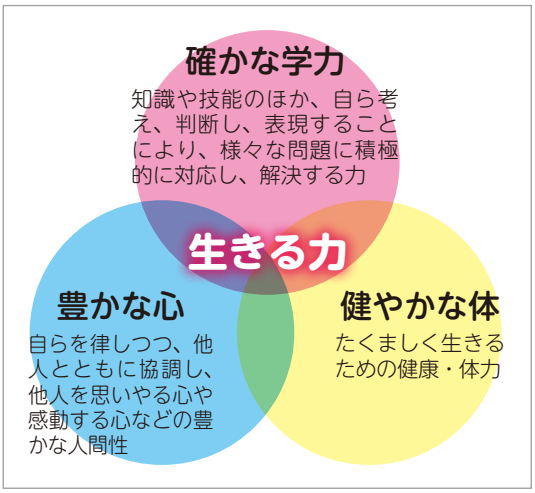

		2019	2020	2021	2022	2023
標準学力検査（NRT）結果	小学校平均	49.7	49.2	50.2	49.7	48.7
	中学校平均	48.3	47.8	48.4	47.6	46.8
体力・運動能力調査結果	小学校平均	48.4	－	49.5	50.1	48.9
	中学校平均	47.7	－	48.3	48.3	47.6
自己肯定感の高さ（%）	小学校平均	74.2	－	70.5	73.5	78.9
	中学校平均	71.3	－	72.4	75.0	83.4

※標準学力検査（NRT）、体力・運動能力は全国の偏差値を 50 としたもの

資料：文部科学省：「全国学力・学習状況調査質問紙調査」

基本的方向

- 未来を切り拓き持続可能な社会を維持・発展させるために必要な資質・能力を育み、心身ともに健康な生活を送るための基礎を培う知・徳・体を調和的に育む教育を推進します。
- お互いの人格を尊重し、基本的な生活習慣や社会生活を送る上で持つべき規範意識を養うとともに、法やルールを遵守し、適切に行動できる人間を育む教育を推進します。
- すべてのこどもたちが適切な教育を受けられる環境を整備するとともに、学校の運営を地域と協働することで、地域全体でこどもを育む「地域とともにある学校」を推進します。
- まちの歴史や文化に親しみ、地域とのつながりや絆を深めることで、郷土愛を育み、未来を創る人材の育成を推進します。
- 国際社会で活躍できる人材を育成するとともに、国際理解教育を推進します。
- 様々な場面において教育 DX を推進し、教育内容の重点化や教育リソースの最適化を図ります。

重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	基準値（2023）	目標値（2029）
標準学力検査（NRT）結果	小学校平均 48.7 中学校平均 46.8	小中学校ともに 平均 52.0 以上
体力・運動能力調査結果	小学校平均 48.9 中学校平均 47.6	小中学校ともに 平均 52.0 以上
自己肯定感の高さ 【全国学力・学習状況調査質問紙調査】	小学校平均 82.0% 中学校平均 78.7%	小中学校ともに 平均 90.0%以上

※標準学力検査（NRT）、体力・運動能力は全国の偏差値を 50 としたもの

具体的施策

①能力と資質を育む教育の推進

授業の工夫・改善による「確かな学力」の向上や特別な支援を必要とする児童生徒や障がいのある児童生徒に対する効果的な特別支援教育、社会的・職業的自立に向けたキャリア教育、ICT 機器の利活用等による教育の質の向上に取り組みます。

②豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

互いの人格を尊重する道徳教育や読書活動の推進、生徒指導や人権教育の充実などを通じて「豊かな心」を育むとともに、健康教育や体力・運動能力の向上を図り、「健やかな体」を育みます。また、体験活動や芸術文化学習の充実を図ります。

③地域と協働する学校づくりの推進

保護者や地域住民等による学校運営への参画により、いじめや不登校問題などの対応の充実を図るなど、地域と協働する学校づくりを推進します。

また、教職員の資質向上や働き方改革による学校への信頼の向上、子ども会活動の推進等による地域の持つ教育力の向上に取り組むほか、学校施設の整備や学校規模の適正化に取り組みます。

④開かれつながる社会教育の充実

親子が一緒に体験活動できる機会の充実、親と子の 20 分間読書運動等による家庭教育の充実を図り、鹿屋寺子屋事業や子ども会活動等の青少年教育を通じて「地域のこどもは地域で育てる」という意識の向上を図ります。また、社会人の学び直しなど成人教育の充実を図ります。

⑤地域特性を生かした教育の推進

文部科学省教育課程特例（英語特区）による小学校１年生からの英語教育を実施し、郷土に誇りを持ち、グローバル社会において活躍できるグローカル人材を育成するとともに、台湾の小・中・高等学校との英語を通じた交流を行い、英語教育の質の向上と市民により近い英語教育の推進を図ります。

鹿屋女子高等学校は、総合選択制やキャリア教育の充実、実践的な英会話教育、ICT 機器の利活用等による先進的な教育を行い、高度情報社会に対応した人材育成に取り組みます。

鹿屋看護専門学校は、看護師として必要な知識及び技術を教授し、大隅地域の医療体制を支える人材の育成を図ります。

みんなで創る　～市民・地域・事業者等が取り組めること～

- 学校の出来事や学んだことを話し、困ったことや悩みは相談します。
- 住んでいる地域の歴史について学び、地域の行事へ参加します。
- 外国語での交流にチャレンジします。
- 寺子屋活動など、こどもの居場所づくりに協力し、登下校を含むこどもの安全を守ります。 など

関連する主な個別計画

- 鹿屋市第４期教育振興基本計画

第３編　基本計画（2025年～2029年）

取組のイメージ

こどもまんなかまちづくり

ライフステージに合わせた切れ目のない支援

基本目標４

安心して暮らし続けられるまち

基本施策①　快適な生活基盤づくりの推進
基本施策②　安全で安心な生活の実現
基本施策③　自然環境にやさしいまちづくりの推進

第３編　基本計画（2025年～2029年）

基本施策① 快適な生活基盤づくりの推進

現状と課題

- 市街地中心地域の人口は減少する一方で、市街地のスプロール化の進行に伴い、道路や上水道などの新たなインフラ整備や維持管理コストが増加するなどの影響が生じています。
- 空き家が増加し、市街地中心地域においては、空き家や空き店舗などの不動産市場で流動化しにくい低未利用地が増加するなど、空洞化が進行しています。
- リナシティかのやは、コワーキング施設の整備や中央公民館の機能を移管するなどの見直しを行っており、更なる集客機能の向上が求められます。
- 近年、気候変動の影響による豪雨災害の頻発化・激甚化や、市街地の拡大等により、浸水・冠水、急傾斜地の崩壊等の発生が懸念されます。
- 市営住宅は、人口減少により入居率が年々低下しており、人口減少や耐用年限などを考慮した適正な管理が必要となっています。また、民間住宅については、がけ地等の危険な区域から安全な区域への移転や住宅の耐震化等を促進する必要があります。
- 周辺市町や市内拠点間を結ぶ道路、橋りょうは老朽化が進み、定期的な点検や改良・整備が必要となっています。
- 汚水処理人口普及率は 80%（2023 年）で、全国平均を下回っています。また、上下水道は、施設や基幹管路の耐震化、老朽化に伴う整備など、人口減少と節水型社会を考慮したインフラ整備を進める必要があります。
- 既存路線バス利用者の減少や運行事業者の乗務員不足により、公共交通の維持が難しくなっています。
- 海上自衛隊鹿屋航空基地における無人アセット[1]の導入検討、日米共同訓練への参加については、わが国の安全保障環境の変化を背景とした重要な取り組みである一方で、地元住民からは、安全性や騒音をはじめとする様々な不安の声が寄せられています。
- スマートフォンや生成 AI 等の新技術の発達に伴い、５Ｇなどの新たな大容量高速通信網の整備など「地域社会のデジタル化」への対応が必要となっています。一方で、誰もがデジタル化の恩恵を享受することができる社会の実現が求められています。

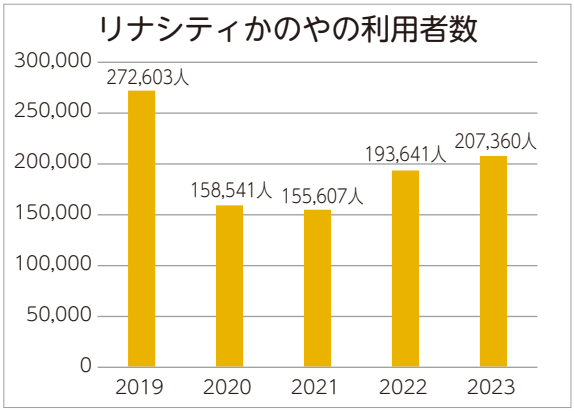

資料：鹿屋市商工振興課

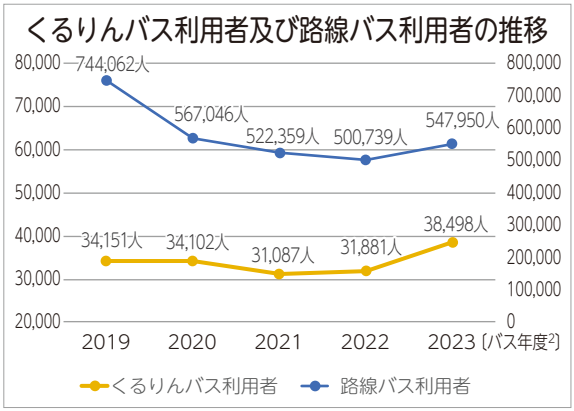

資料：鹿屋市地域活力推進課

[1] 無人アセット：無人装備品のことで、無人航空機、無人水上艇、無人潜水艇、無人地上車両などがある。
[2] バス年度：毎年 10 月1日から翌年9月 30 日までの期間のこと。

基本的方向

- 中心拠点においては、都市機能を集積して利便性を一層高め、まちなかへの居住を促進するとともに、総合支所や出張所、小学校等を核とした地域生活拠点においては、生活利便施設を集約して身近な生活機能の維持・充実を図り、各拠点が連携する多極ネットワーク型コンパクトシティを推進します。
- 空き地、空き家、空き店舗等の低未利用地の利活用や市場への流動化を促進するとともに、リナシティかのやは、中心拠点の活性化に資する施設として活用を図ります。
- 激甚化する自然災害に対して、災害リスクを回避・低減するため、雨水排水対策、急傾斜地崩壊防止や土砂災害防止などハード・ソフトの両面から防災・減災対策を総合的に推進します。
- 周辺市町や市内拠点間を結ぶ幹線道路網の形成、生活道路等の環境改善に取り組みます。また、誰もが安心して利用できる公園施設の充実など居住環境の整備を図り、利用者数が減少している公共施設は、運営方法を見直し、効率化を図りながら整備・維持に取り組みます。
- 良好な居住環境の形成を図るため、がけ地等の危険な区域にある住宅の安全な区域への移転、住宅耐震化等の取組を推進します。
  また、市営住宅は、長寿命化計画に基づく適正な管理や入居率の向上を図ります。
- 上水道の安定供給、下水道等の整備は、更新や耐震化など人口減少社会に対応した整備を図ります。また、汚水処理人口普及率の改善に取り組み、快適な生活環境を確保します。
- 複数市町間を結ぶ路線バスの確保、公共交通空白地域を解消するためデマンド交通[1]をはじめとしたモビリティサービス[2]の導入により、市民の円滑な移動の確保を図ります。
- 海上自衛隊鹿屋航空基地との共存に向けて、航空機の騒音対策や訓練の安全確保などを防衛省・自衛隊に要請するとともに、国から提供された基地に関する情報の提供や定期的な意見交換会を実施するなど、透明性と信頼関係の構築を図ります。
- 進展する情報社会に対応できるデジタル人材の育成・確保を推進するとともに、高齢者などのデジタル弱者も利便性を享受できるデジタル基盤の整備を進めます。

重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	基準値（2023）	目標値（2029）
コミュニティ交通の利用者数【年度】	42,404 人	49,000 人
リナシティかのやの利用者数【年度】	207,360 人	300,000 人
オンライン申請件数（行政手続き等）【年度】	64,380 件	202,052 件
汚水処理人口普及率【各年度３月末現在】	80.0%	87.6%

1　デマンド交通：乗客のニーズに応じて運行される事前予約制の交通システムのこと。
2　モビリティサービス：人々の移動に関連する様々なサービスや技術のこと。

具体的施策

①コンパクトなまちづくりの推進

誘導区域内の空き家・空き地等の低未利用地の利活用を図り、中心拠点や地域生活拠点への定住・誘導を促進し、良好で安全・安心な居住環境の形成などに取り組みます。

②適正な土地利用の推進

地域の特性を勘案した土地利用規制・誘導策によりメリハリのある土地利用を推進するとともに、豊かな自然や田園、歴史等を生かした景観の保全に努めます。また、地籍調査を計画的に進め、本市の実態や動向の総合的な把握に取り組みます。

③市街地中心地域の活性化

リナシティかのやは、コワーキング施設等を活用した集客力の向上に取り組みます。また、まちづくり団体・地元商店街等との役割分担や連携による街のにぎわいの創出、民間活力を生かした低未利用地の利活用を促進するなど、拠点の魅力向上に取り組みます。

④持続可能な公共交通の構築

公共交通の啓発活動や地域対話会の開催により、公共交通の利用促進と交通空白地等の解消に取り組みます。また、交通事業者等と連携して、運行ルートや運行ダイヤを見直し、路線の最適化を図るとともに、新たなモビリティサービス導入の検討や乗務員の確保、育成の支援に取り組みます。

⑤良質な居住環境・子育て環境の整備

市営住宅は、人口・世帯減少に応じた戸数の削減など、適切な提供を行うとともに、民間住宅については子育て世帯や高齢者など居住形態に応じたリフォームや、耐震性のない住宅の全部もしくは一部の耐震化等の取組を支援します。

公園については、管理の効率化や市民と連携した維持管理に取り組むとともに、公園施設の安全確保や充実など、誰もが安心して利用しやすい環境の整備に取り組みます。

⑥防災減災対策の推進

気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」の取組を推進します。

急傾斜地の崩壊対策、河川の寄洲除去、砂防施設や治山施設の整備、大規模盛土造成地の安全性確認に取り組むほか、適正な民間開発を促進するなど、災害の未然防止対策を推進します。

災害発生時における道路交通の機能を確保するため、都市計画道路文化線などの必要な道路整備を推進し、緊急輸送道路ネットワークの強化を図ります。

⑦道路・橋りょう等の整備と適切な維持管理

市民生活や産業活動、周辺都市との連携が快適かつ効率的に行えるよう、国・県・市道の幹線道路網の整備を推進し、道路ネットワークの形成を図ります。

大隅半島９市町が連携し、国・県に東九州自動車道や大隅縦貫道、錦江湾横断道路等の高規格道路等の必要性を働きかけるなど、早期完成・実現に向けた取組を進めます。

また、各種インフラの長寿命化を図るとともに、人口減少を考慮し、地域の特性やニーズに応じた効率的な整備を行います。

⑧上水道の安定供給

有収率の向上と水道水の安定供給に取り組むとともに、優先的に基幹管路の耐震化や老朽管の更新を推進します。

⑨公共衛生の向上

生活排水による水質汚濁を防止するため、公共下水道への接続と合併処理浄化槽の設

置を推進します。

⑩基地対策の充実

騒音被害の状況把握に取り組み、ヘリコプター騒音対策の強化などを関係機関へ要望するとともに、海上自衛隊鹿屋航空基地を活用した米軍の訓練については、市民への情報提供、訓練の安全確保について強く要請します。

また、同基地や地域住民との相互理解が深まるよう、基地が所在する特性を生かしたまちづくりを推進します。

⑪デジタル基盤の活用

市民サービスのさらなる拡充につながるよう、デジタルの積極的な活用に取り組むとともに、高齢者などのデジタル弱者の情報リテラシーを向上させるための教室を開催するなど、デジタルデバイドの対応に取り組みます。

みんなで創る　～市民・地域・事業者等が取り組めること～

- 所有する空き地・空き家の適正な維持管理（除草・伐採・不要家財の処分等）、賃貸や売買による有効活用に取り組みます。
- 公共下水道への接続や合併処理浄化槽への転換を行います。
- 水資源を有効活用するための節水に取り組みます。
- 必要なデジタル技術を積極的に活用します。　　など

関連する主な個別計画

- 鹿屋市都市計画マスタープラン
- 鹿屋市立地適正化計画
- 鹿屋市水道事業ビジョン（経営戦略）
- 鹿屋市環境基本計画
- 鹿屋市 DX 推進計画
- 鹿屋市国土強靭化地域計画
- 鹿屋市地域公共交通計画
- 鹿屋市営住宅長寿命化計画

第３編　基本計画（2025年～2029年）

基本施策② 安全で安心な生活の実現

現状と課題

- 人口減少などにより地域活動の担い手が減少し、自主防災組織や消防団等の地域防災力の低下が懸念されています。
- 全国各地で地震や地球温暖化等の気候変動による局所的集中豪雨が発生しており、本市においても自然災害や桜島の大噴火に備え、防災力を強化する必要があります。
- こどもや高齢者等を狙った犯罪や悪徳商法が増え、交通事故については、高齢者の関連する事故が増えています。
- 景観や治安の悪化に繋がる空き家が増加しており、倒壊による通行人等への被害を未然に防ぐなど、管理不全にある危険空き家への対応を進める必要があります。
- 医師の高齢化等による閉院が増えており、身近な医療機関で医療が適切に受けられなくなる可能性があります。

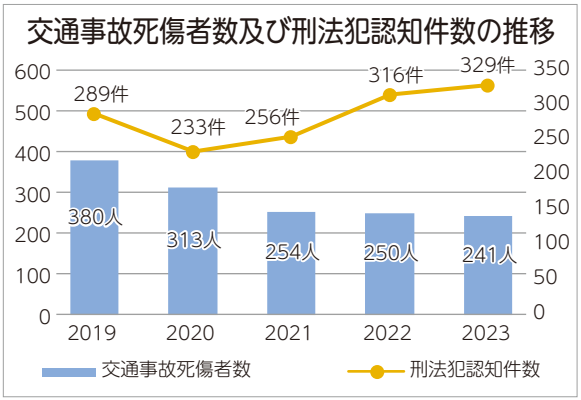

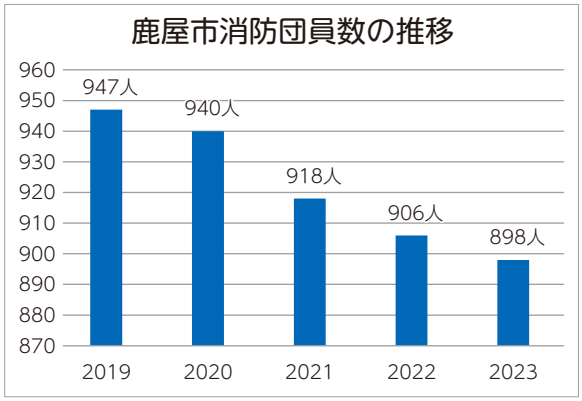

資料：鹿屋市安全安心課

基本的方向

- 災害に備え、防災意識の向上や防災情報の効果的な発信、消防対策の充実など地域防災力の強化を図るとともに、広域で連携した防災体制を構築します。
- 周囲に悪影響を及ぼす危険空き家の縮減に取り組みます。
- 見守り活動等や防犯灯の適正な管理を促し、犯罪が発生しにくい環境づくりを進めるとともに、交通安全に関する正しい知識の周知、通学路や事故危険箇所の安全対策などに取り組み、安全で安心な地域づくりを進めます。
- 消費生活相談体制や啓発活動などを充実し、消費者被害の未然防止に取り組みます。
- 関係市町や鹿屋市医師会・民間医療機関等と連携し、医療体制の維持確保、充実に取り組みます。

重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	基準値（2023）	目標値（2029）
交通事故死傷者数【年】	241 人	205 人
防災・減災活動を実施した自主防災組織（町内会）【年度】	17 団体	146 団体

具体的施策

①防災・消防対策の充実

自主防災組織や地域防災リーダー等との連携による防災訓練・防災出前講座を実施し、地域防災力を向上します。また、災害協定の充実など民間事業者や関係機関と広域で連携した防災体制の整備に取り組みます。

防災情報の迅速な発信、避難所・備蓄品の確保と環境の改善を図るとともに、外国人を含む災害弱者などの要配慮者がスムーズに避難行動がとれるよう個別避難計画の作成や多言語情報の提供などに取り組みます。

消防団員の確保や活動内容の見直しによる団員の負担軽減に取り組むとともに、資機材等の計画的な整備による消防団の強化を図ります。

②管理不全空き家の適正管理の推進

空き家無料相談会や管理不全空き家の所有者等に対する助言・指導等を実施し、危険空き家の解体や空き家の利活用を図るための支援を行い、空き家の適正管理を推進します。

③防犯・交通安全の推進

関係機関と連携し、交通安全教室や出前講座による防犯・交通安全意識の啓発に取り組み、ガードレールや路上の白線等の交通安全施設の整備を進めます。

また、児童生徒の下校時などの安全を確保するため、学校周辺の通学路に防犯灯を設置するとともに、グリーンベルトの設置や事故発生の恐れのある危険個所のカラー化を進めます。

高齢者に関連する交通事故を未然に防止するため、運転免許証の自主返納支援を推進します。

犯罪が発生しにくい街づくりのため、町内会や鹿屋市防犯協会と連携し、見守り活動等や防犯灯の整備を促進します。

④医療体制の充実

関係市町や鹿屋市医師会等と連携しながら、大隅広域夜間急病センターの円滑な運営や休日医療等の支援をすることで、1次医療体制の維持・確保に取り組みます。

また、鹿屋医療センターや民間医療機関等と連携し、2 次医療体制の維持・確保・充実を図るとともに、3 次医療体制を含む地域全体での医療提供体制について協議を進めます。

⑤消費者行政の推進

相談員の確保やスキル向上による質の高い相談体制を確保するとともに、関係機関と連携しながら、消費者トラブル解決のための支援、啓発活動による被害の未然防止を図ります。

みんなで創る　～市民・地域・事業者等が取り組めること～

- 『自らの命は自ら守る』ために災害への備えを行い、自主防災組織（町内会）による防災・減災活動に参加します。
- 消火器や火災警報器等の防火機器を設置します。
- 住民同士でこどもや高齢者が犯罪被害に遭わないように見守ります。
- 交通弱者であるこどもや高齢者等を守るため、思いやりのある安全運転をします。
- 空き家無料相談会への参加や不動産管理会社等へ相談するなどにより、空き家の適正管理に努めます。　　など

関連する主な個別計画

- 鹿屋市地域防災計画
- 第 2 次鹿屋市空家等対策計画
- 第 11 次鹿屋市交通安全計画

第３編　基本計画（2025年～2029年）

基本施策③　自然環境にやさしいまちづくりの推進

現状と課題

- 地球温暖化により、年平均気温の上昇、猛暑日や時間当たり降水量の増加など、市民生活に影響が生じています。要因である二酸化炭素の本市における排出割合は、運輸部門（交通・物流）が 37%、民生部門（業務部門と家庭部門の合計）が 40% を占めています。
- 肝属川の水質は改善傾向にありますが、し尿のみを浄化する単独処理浄化槽や汲み取り便槽が依然として多く、し尿と生活雑排水を浄化できる合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。
- ごみの総排出量は、2013 年度以降減少に転じていますが、１人１日当たりのごみ量（資源物を除く）は全国中位であり、ごみ減量へ向けた更なる取組の必要があります。

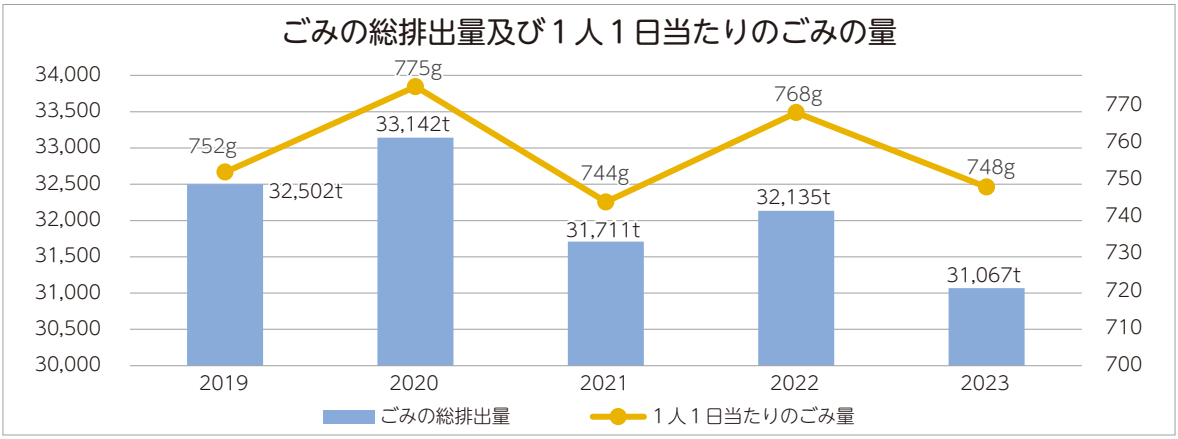

資料：鹿屋市生活環境課

	2019	2020	2021	2022	2023
肝属川（河原田橋）の環境基準（BOD[1]）	2.5 mg/ℓ	3.6 mg/ℓ	3.3 mg/ℓ	3.0 mg/ℓ	2.4 mg/ℓ
二酸化炭素排出量【年度】	586 千t	573 千t	519 千t	—	—

資料：鹿屋市生活環境課

基本的方向

- 市域全体で二酸化炭素排出量の削減に取り組み、脱炭素社会の実現を目指します。
- 水質保全に対する意識啓発を図り、市民・事業所・行政が連携した水循環の環境改善に取り組みます。また、不法投棄を防止し、未来にわたって豊かな自然と生活環境の保全を図ります。
- 環境への負荷が少なくなるよう、ごみの減量やリサイクルを推進し、循環型社会を形成します。

[1] 水中の有機物が微生物によって分解される際に消費される酸素量。生物化学的酸素要求量と言われている。Biochemical Oxygen Demand の略

重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	基準値（2023）	目標値（2029）
１人１日当たりのごみ量（資源物を除く）【年度】	748ｇ	641ｇ
肝属川（河原田橋）の環境基準（ＢＯＤ）【年度】	2.4mg/ℓ	3.0mg/ℓ以下（毎年度）
二酸化炭素排出量【年度】	519千ｔ（基準値 2021）	463千ｔ（目標値 2027）

※環境基準（BOD 値）は、環境省告示「水質汚濁に係る環境基準」に基づいて定められており、肝属川（河原田橋）は 3.0mg/ℓ以下となっています。

具体的施策

①ゼロカーボンシティかのやの推進

市有施設への省エネルギーや再生可能エネルギーの導入を推進します。

市民や事業者に対しては、脱炭素につながる取組の啓発を行うことで省エネルギーへの取組を強化するとともに、個人住宅向け太陽光発電設備等の設置促進など再生可能エネルギーの導入を加速化させるだけでなく、事業者等と連携した宅配便の再配達の削減や森林等による二酸化炭素吸収源の確保に取り組みます。

②自然環境の保全

すべての生き物が複雑に関わり合って存在していることを理解する取組として、自然観察会や出前講座を開催するとともに、水環境保全のための合併処理浄化槽設置を推進します。

また、不法投棄を防止するため、関係機関等との連携を図り、監視体制を強化します。

③ごみ減量・リサイクルの推進

生ごみの資源回収・３キリ運動[1]・3010 運動[2]による生ごみ減量、４Ｒ運動[3]によるごみ減量やリサイクルの推進を図ります。

また、適切な分別方法やごみの出し方などを幅広く周知するとともに、外国人に向けては、多言語、やさしい日本語による情報提供に取り組みます。

みんなで創る　～市民・地域・事業者等が取り組めること～

- 省エネルギーへの取組や再生可能エネルギーの導入など、二酸化炭素排出量の削減に努めます。
- 自然環境に親しむ体験活動や清掃活動、学習会などに参加します。
- 生ごみの資源回収・３キリ運動・3010 運動に取り組みます。
- ４Ｒ運動に取り組み、ごみの減量や再資源化に取り組みます。　　など

関連する主な個別計画

- 第２次鹿屋市環境基本計画
- ゼロカーボンシティかのや推進計画
- 鹿屋市一般廃棄物処理基本計画

[1] ３キリ運動：料理の食べキリ、食材の使いキリ、生ごみの水キリ。
[2] 3010 運動：宴会開始 30 分と終了前の 10 分は料理を楽しむ。
[3] 4R：Refuse（リフューズ：いらないものは断る）・Reduce（リデュース：ごみを減らす）・Reuse（リユース：くり返し使う）・Recycle（リサイクル：資源として再利用する）の４つの頭文字をとったもの。

第３編　基本計画（2025年～2029年）

取組のイメージ

多極ネットワーク型コンパクトシティの実現

基本方針
① 安心して暮らせる住みよい環境の形成
② 多様な都市機能が集積した中心拠点の形成
③ 拠点へのアクセス向上を図る交通ネットワークの充実
④ 災害に強いまちづくりの推進
により、都市全体として持続可能な都市の実現を目指します。

基本目標５

ともに支えあい
いきいきと暮らせるまち

基本施策①　地域福祉の充実
基本施策②　健康づくり・生きがいづくりの推進
基本施策③　共生協働・コミュニティ活動の推進

第３編　基本計画（2025年～2029年）

基本施策①　地域福祉の充実

現状と課題

- 未婚化の進行や地域のつながりの希薄化に伴う社会的孤立・孤独をはじめ、生きる上での困難や生きづらさなど、住民が抱える課題が複合化・複雑化しており、個別の支援体制だけでは、人びとが持つ様々なニーズへの対応が困難になっています。
- サロンや高齢者の助け合い活動等が各地域で行われていますが、人口減少や高齢化に伴い、助け合いの担い手が減少し、潜在的な相談者に支援を届けることが難しくなりつつあります。
- 2030 年以降は介護を必要とする後期高齢者が急増し、介護を支える人材の確保が懸念されています。
- 2040 年には、認知症のある高齢者が６人に１人となることが見込まれており、新しい認知症観の理解や認知症の人本人の意思尊重が求められています。
- 障害福祉サービスの提供体制の充実により、サービス利用者が増加しており、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、取り組みを進める必要があります。

	2000	2005	2010	2015	2020
高齢者数	22,232 人	25,032 人	25,980 人	28,344 人	30,178 人
高齢単身者数	5,031 人	5,528 人	5,800 人	6,490 人	7,235 人
高齢化率	20.9%	23.6%	24.8%	27.5%	29.9%
認知症高齢者数	3,845 人	3,898 人	3,814 人	3,752 人	3,807人
介護サービス利用者数	5,306 人	5,410 人	5,328 人	5,073 人	5,216 人

資料：総務省「国勢調査」・鹿屋市高齢福祉課

	2019	2020	2021	2022	2023
就労継続支援 B 型の利用者（1月当たりの平均人数）	443 人	480 人	543 人	574 人	608 人
放課後等デイサービスの利用者（1月当たりの平均人数）	328 人	381 人	482 人	581 人	675 人

資料：鹿屋市福祉政策課

基本的方向

- 複合化・複雑化する様々な相談等を包括的に受け止める相談体制を充実し、誰もが安心して暮らせる総合的な支援体制を構築します。
- すべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活支援や福祉サービス等の充実を図り、誰一人取り残さないやさしさあふれる支えあいのまちづくりを進めます。
- 多様な介護人材の確保、介護現場における DX の推進などに取り組み、安心して介護を受けられる環境を確保します。
- 認知症になっても住み慣れた地域や住居で安心して暮らせるよう、認知症に関する正しい知識と理解を深めるとともに、認知症高齢者やその家族を地域で見守り、支援する仕組みを構築します。
- 障がい者や障がい児の個人の尊厳が保たれ、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう、自立と社会参加を促進し、すべての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を目指します。

重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	基準値（2023）	目標値（2029）
いまの生活に幸福を感じている市民の割合【市民意識調査】	47.3%	70.0%
有償ボランティア団体数【各年度３月末現在】	８団体	15 団体
認知症サポーター養成者数	564 人	1,000 人（毎年度）

具体的施策

①包括的相談支援体制の充実

重層的支援コーディネーターを中心に各相談支援機関との連携を強化し、複合化・複雑化した支援ニーズに対する包括的支援を充実するとともに、支えあいの地域づくり活動を推進します。

②生活困窮者自立支援の充実

様々な事情で生活に困っている人が地域で自立した生活ができるよう、各機関等と連携した生活相談や就労、家計改善等の支援を行うとともに、アウトリーチによる継続的な支援を行います。

③高齢者福祉の充実

介護サービスの質の向上、高齢者への声掛けや見守りなど、地域の実情に応じた生活支援サービスの充実に取り組みます。

また、元気な高齢者や外国人労働者など、新たな介護人材の確保に取り組むとともに、介護職員の処遇改善や介護 DX などの推進により介護従事者の負担軽減や業務効率化を図ります。

④在宅医療と介護の連携

医療的ケアや介護が必要となっても地域で生活できるよう、在宅医療の充実を図るとともに、大隅地域入退院支援ルールの運用を推進し、様々な局面での医療・介護等の連携体制の強化を図ります。

⑤認知症施策の充実

認知症サポーター養成講座など認知症への理解を深める普及啓発を図るとともに、認知症と思われる初期の段階から、本人や家族のニーズと認知症サポーター等を中心とした支援者をつなぐ仕組み（チームオレンジ）を構築します。

⑥障がい者・障がい児福祉の充実

市民の障がいへの理解と認識を深めるため、啓発活動や市民と障がいのある人との交流を促します。

障がいのある人の支援にあたっては、肝属地区障がい者基幹相談支援センター等の関係機関と連携し、それぞれに寄り添った適切なサービスを提供するとともに、自立や社会参加につながるよう障がい福祉サービス事業者に対する働きかけを強化します。

みんなで創る　～市民・地域・事業者等が取り組めること～

- 隣近所への声掛けや助け合いを行います。
- 認知症を正しく理解し、地域で認知症の人や家族を支えます。　　など

関連する主な個別計画

- 第２次鹿屋市地域福祉計画
- 第３期鹿屋市障がい者基本計画
- 第７期鹿屋市障がい福祉計画
- 第３期鹿屋市障がい児福祉計画
- 高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画

第３編　基本計画（2025年～2029年）

基本施策②　健康づくり・生きがいづくりの推進

現状と課題

- 本市の 20 歳以上の週１回以上のスポーツ実施率は、54.1%（2023 年度）であり、国が目標とする 70%の達成に向け、スポーツ・運動を通じた健康・生きがいづくりを推進する必要があります。
- 中学校においては、生徒数減少に伴う部活動メニューの縮小や教員数の減少などを背景に部活動の地域移行が始まり、地域での受け皿づくりや指導者の確保が求められています。
- 高齢者が年齢に関係なく、その豊かな経験や知識、技能を生かし、地域を支える新たな担い手として活躍できる「生涯現役社会」の実現が求められています。
- 高齢化や医療の高度化等に伴い、一人当たりの医療費が増加している中、健康診査の受診率は県平均を下回っています。また、健康保持において、歯科疾患の予防が重要であることから、口腔保健の充実が求められています。
- 人口減少や少子高齢化により地域に存在する民俗芸能や伝統行事の担い手が減少し、継承が困難な状況となっています。また、文化芸術を支える人材の育成が求められています。
- 生涯学習講座等への参加が増える一方、ライフスタイルの変化や価値観の多様化を背景に、市民が求める学習ニーズも多様化しています。

	2019	2020	2021	2022	2023
スポーツ実施率 ※ 20 歳以上が週1回以上実施	47.3%	45.9%	47.2%	48.6%	54.1%

資料：鹿屋市「市民意識調査」

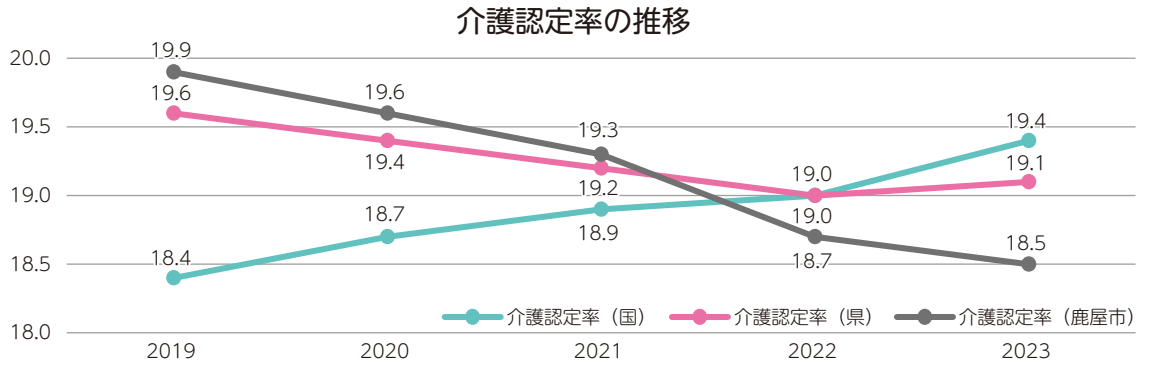

資料：厚生労働省　地域包括ケア「見える化」システム

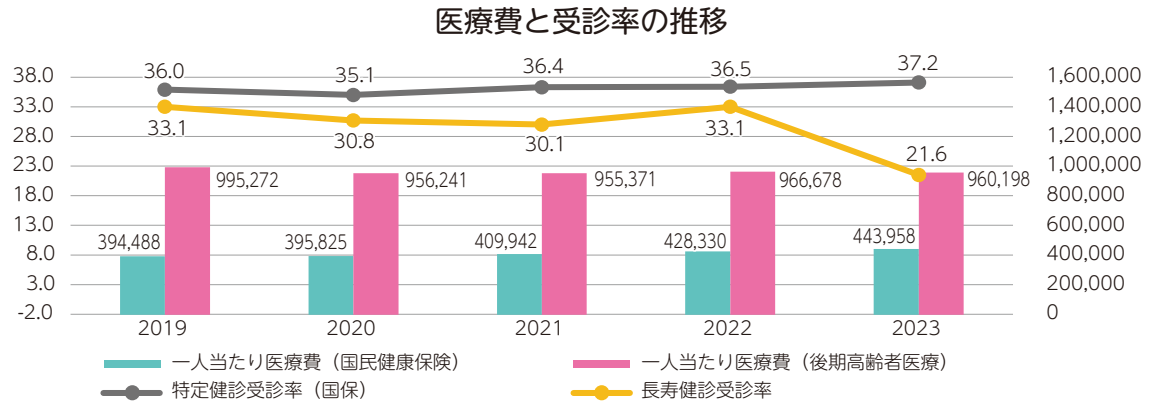

資料：鹿屋市健康保険課

	2019	2020	2021	2022	2023
生涯学習講座等の参加者数	4,264	3,207	2,606	3,181	3,213

資料：鹿屋市生涯学習課

基本的方向

- 年齢や性別に関わらず、市民が生涯にわたって日常的にスポーツや運動に親しむことができる機会を創出し、スポーツ実施率を高めます。
  また、全国トップレベルの大会で活躍するジュニアアスリートの育成や、選手を支えるスポーツボランティアの育成などに取り組みます。
- 高齢者自らが元気な高齢者として、地域づくりや生活支援の担い手（活動人口）となり活躍するなど、高齢者がいきいきと健康に暮らしていける地域づくりに取り組みます。
- 定期歯科健診や歯周疾患検診を含む健康診査の受診率向上や介護予防活動に取り組み、生活の質（ＱＯＬ）の向上による平均自立期間（健康寿命）の延伸を図ります。
- 魅力ある歴史や文化を後世に伝えるため、文化財の保存・活用、郷土を知る機会の創出や継承発展を担う人材育成に取り組み、市民が文化活動で活躍できる場や文化に気軽に触れる機会を提供します。
- 市民が、それぞれのニーズに応じて「いつでも・どこでも・だれでも」自ら進んで学習できる環境を整え、その学習成果を地域づくり等に生かしていくことができる生涯学習社会の実現を目指します。

重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	基準値（2023）	目標値（2029）
スポーツ実施率【市民意識調査】 ※ 20 歳以上が週1回以上実施	54.1%	85.0%
介護認定率【各年度3月末現在】	18.5%	18.4%
高齢者の運動サロンへの参加人数【年度】 ※住民主体の運動サロンに週1回 1 時間以上参加	2,063 人	2,500 人
個人・団体ボランティア活動に参加する高齢者数【年度】	3,815 人	4,600 人
特定健診受診率（国保）	37.2%	60.0%
歯周疾患検診の受診率【年度】	8.7%	13.0%
生涯学習講座等参加者数【年度】	3,213 人	3,400 人

第３編　基本計画（2025年～2029年）

具体的施策

①スポーツ環境づくりの推進

市民一人ひとりが、それぞれの体力や能力に応じて、いつでもスポーツに親しむことができるよう、安全で使いやすい施設の整備を図り、市民それぞれのライフステージ・ライフスタイルに応じた生涯スポーツの推進に取り組みます。

また、鹿屋体育大学と連携し、体育大生によるスポーツ指導ボランティアの派遣や最先端の研究設備を用いた児童・生徒の競技力向上に取り組むほか、大学スポーツを身近に観戦できるカレッジスポーツデイやスポーツボランティアが活躍できる機会の創出など、地域全体でスポーツを「する・みる・ささえる・つながる」環境づくりに取り組みます。

②介護予防の推進と高齢者の生きがいづくり

フレイルや介護が必要な状態にならないよう、身体的機能の維持向上に向けた介護予防支援教室の開催や高齢者運動サロンの育成などを行い、介護予防の必要性の普及啓発に取り組むとともに、自発的・継続的な介護予防活動を促します。

高齢者が地域や社会との関わりを持ち続けられるよう、有償ボランティア団体の育成などに取り組み、生涯にわたり自発的に活動し続けられる場や機会の充実を図ります。

③健康寿命の延伸

様々な世代での生活習慣病の発症予防や重症化予防、オーラルフレイル予防のために各種健診を実施するとともに、健診受診を含めた健康づくりに関する啓発と保健師等による健康支援によって、健康寿命の延伸を目指します。

また、データに基づく最適な医療が受けられるようマイナ保険証の利用を推進するとともに、市民一人ひとりが自身のライフステージに合わせた健康行動を実施できるよう、ICT を活用したアプローチや関係機関と連携した支援体制の構築などの環境整備に取り組みます。

④市民文化の振興・伝承

各地域の特色ある伝統芸能の記録保存、埋蔵文化財や各種地域史資料の調査等、文化財の適切な保存・継承に取り組み、郷土の歴史・文化に対する市民意識の醸成を図ります。

市民が主体的に文化活動を行いやすい環境づくりや発表の場の提供、文化に親しむ機会の充実を図ります。また、伝統文化の担い手の育成支援に取り組み、「かのやふるさと検定」などによる郷土への愛着や誇りを育む機会を創出します。

⑤生涯学習・社会教育の推進

多様な学習環境を整備し、生涯学習まちづくり出前講座や障がいのある方に向けた学習機会の充実、各地区学習センター等の機能を生かした多様な属性やニーズに応じたプログラムを提供し、学びの質の向上を図ります。

また、図書館などの社会教育施設が学び合う場となり、学びの成果を共有するとともに、各種イベントを通じて人と人をつなぐ役割を果たす機会を創出します。

みんなで創る　～市民・地域・事業者等が取り組めること～

- スポーツイベントや文化事業に積極的に参加します。
- カレッジスポーツデイ等においてスポーツを観戦し、チームや選手を応援します。
- 定期的な運動や各種健診の受診など、健康づくりに取り組みます。
- 生活習慣病予防のために正しい知識を学びます。
- スポーツボランティアを含め、ボランティアなどの地域活動に積極的に取り組みます。　など

関連する主な個別計画

- 第３次鹿屋市健康づくり計画
- 第２次いのち支える鹿屋市自殺対策計画
- 第３期鹿屋市国民健康保険保健事業実施計画
- 第２期鹿屋市スポーツ推進計画
- 第２次鹿屋市自転車活用推進計画
- 鹿屋市第３期生涯学習基本構想
- 高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画

介護・介助が必要になった主な要因（介護認定を受けている高齢者）※複数回答

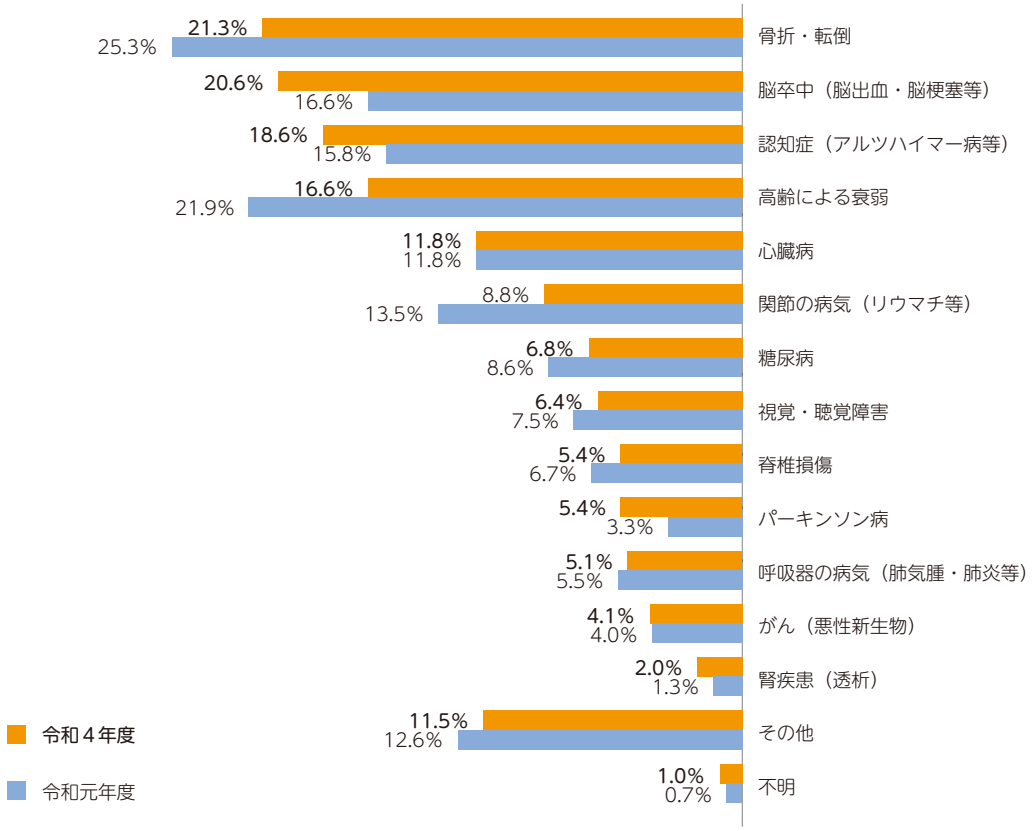

生活の質（QOL）の向上による健康寿命の延伸に関連する６つの指針

- 栄養・食生活
- 身体活動・運動
- 休養・こころの健康
- たばこ・アルコール
- 歯・口腔の健康
- 生活習慣病

第３編　基本計画（2025年～2029年）

基本施策③　共生協働・コミュニティ活動の推進

現状と課題

- 少子高齢化や人口減少、核家族化、働き方の変化、生活様式の多様化などに伴い、地域とのつながりが希薄化するとともに、地域の担い手が不足し、支えあい機能が低下しています。
- 町内会は、地域行事の開催や地域の防犯・防災、環境の保全など地域住民の生活を支え、地域活動の担い手を輩出してきましたが、活動内容が地域住民のニーズに合わない、負担が重いなどの理由から加入率が低下しています。
- これらの背景のひとつとして、町内会における若年層や働く世代との対話や交流の不足があり、地域のつながりを求める意見は若い世代からも聞かれます。
- 政策・方針決定の過程へ女性が参画する割合は緩やかに増加しているものの依然として低く、女性が能力を発揮して活躍できる社会の実現が求められています。
- ハンセン病問題、北朝鮮拉致問題のほか、近年はインターネット上の人権侵害が深刻化しています。また、「ジェンダー平等」や「多様性」が様々な分野で課題認識され、性的マイノリティを含むすべての人の個性と多様性が尊重される社会の実現が求められています。
- 本市に居住する外国人が増加する中、日本語を学ぶ機会や地域社会との接点が少なく、日常生活で困りごとを抱える外国人も少なくありません。

	2019	2020	2021	2022	2023
町内会加入率	71.5%	70.9%	70.0%	68.8%	65.9%

資料：鹿屋市地域活力推進課

	2019	2020	2021	2022	2023
社会全体において男女が「平等である」と感じる割合	12.7%	14.4%	13.5%	12.8%	14.2%

資料：鹿屋市「市民意識調査」

基本的方向

- 町内会を地域自治の重要な柱として位置づけ、地域の支えあいや住民同士の話し合い、地域での交流に気軽に参加できる環境づくりを促し、町内会への加入促進を図ります。
- 地域コミュニティ協議会や地域運営組織、地域福祉協議会など、テーマごとに志のある仲間同士がネットワークを構築し、地域の課題の解決に取り組む地域支援体制（タスクフォース型コミュニティ）の育成に取り組み、地域共生社会を目指します。
- 互いの人権を尊重し合う平和な社会の実現に取り組むとともに、市民への人権教育や啓発・広報等を行い、人権に対する市民意識の高揚を図ります。
- 男女がお互いの人権を尊重しつつ、共に責任を分かち合い、性別や年齢、国籍に関係なく、その個性と能力や強みを十分に発揮することができる社会の実現を目指します。
- 国籍や文化の違いに関係なく、誰もが生活者として暮らしやすいまちづくりを推進し、外国人の多様な文化や生活、価値観について相互に理解する多文化共生社会の実現を目指します。

重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	基準値（2023）	目標値（2029）
町内会加入率【各年4月1日現在】	65.9%	62.0%
地域活動に参加している市民の割合【市民意識調査】	46.9%（2022）	70.0%
社会全体において男女が「平等である」と感じる人の割合【市民意識調査】	14.2%	20.0%

具体的施策

①持続可能な町内会づくり

町内会の役割を地域住民全員が認識・理解できるようSNS等を活用した情報発信に取り組むとともに、様々な世代や人々の話し合い活動を促し、町内会活動の活性化を促進します。

また、町内会や地域コミュニティ協議会等が主体的に活動に取り組めるよう、研修会を開催するなど地域活動を支えるリーダーの発掘・育成を図ります。

②地域支援体制の充実

高齢者やこどもの見守り、孤独や孤立を防ぐ居場所づくりなど、地域の課題を地域の住民自らが主体的に解決する取り組みを促すため、生活支援コーディネーター等を活用し、地域の課題について話し合う機会を作ります。また、多様な人のつながりによって課題解決に取り組むタスクフォース型コミュニティの設立、運営の支援を行います。

③人権の尊重と男女共同参画の推進

人権に対する市民の理解を深めるため、人権問題講演会や小学校での「人権の花運動」などを実施し、すべての市民の人権が尊重される平和で明るい社会の実現に取り組むとともに、本市特有のハンセン病や拉致問題に関する認識を深めるため、国や県と連携し周知広報に取り組みます。

また、ジェンダー平等や男女共同参画に対する市民の意識を高めるため、町内会や各種団体、事業所を対象とした啓発活動に取り組みます。

④国際交流・多文化共生社会の推進

外国人が孤立することなく安定的に自立し生活できるとともに、外国人・日本人の双方が共生社会の担い手となるよう、各種団体と連携した日本語学習支援や相談窓口の充実、行政・生活情報の多言語での発信、地域住民と在住外国人が気軽に交流し互いの理解を深める機会の創出などに取り組みます。

みんなで創る　～市民・地域・事業者等が取り組めること～

- 様々な世代との対話・交流を行いながら、参加しやすい町内会づくりに取り組みます。
- 地域ぐるみで高齢者やこども等の見守り活動に協力・参加します。
- 男女共同参画や人権問題に関する講演会や研修会等に参加します。
- 固定的な性別役割分担意識をなくし、多様性を尊重します。
- 外国人との相互理解に取り組みます。　　など

関連する主な個別計画

- 地域コミュニティ協議会推進計画
- 鹿屋市共生・協働で進めるまちづくり基本指針
- 第2次鹿屋市男女共同参画基本計画
- 鹿屋市人権教育・啓発基本計画
- 鹿屋市再犯防止推進計画
- 国際交流指針

第３編　基本計画（2025年～2029年）

取組のイメージ

誰一人取り残さない　やさしさあふれる支えあいのまち

地域住民や多様な主体が参画し、人と人が世代や分野を超えて、
共につながり支えあうことで、市民生活に笑顔があふれ、
生涯にわたっていきいきと過ごし、活躍できる
社会（まち）づくりに取り組みます。

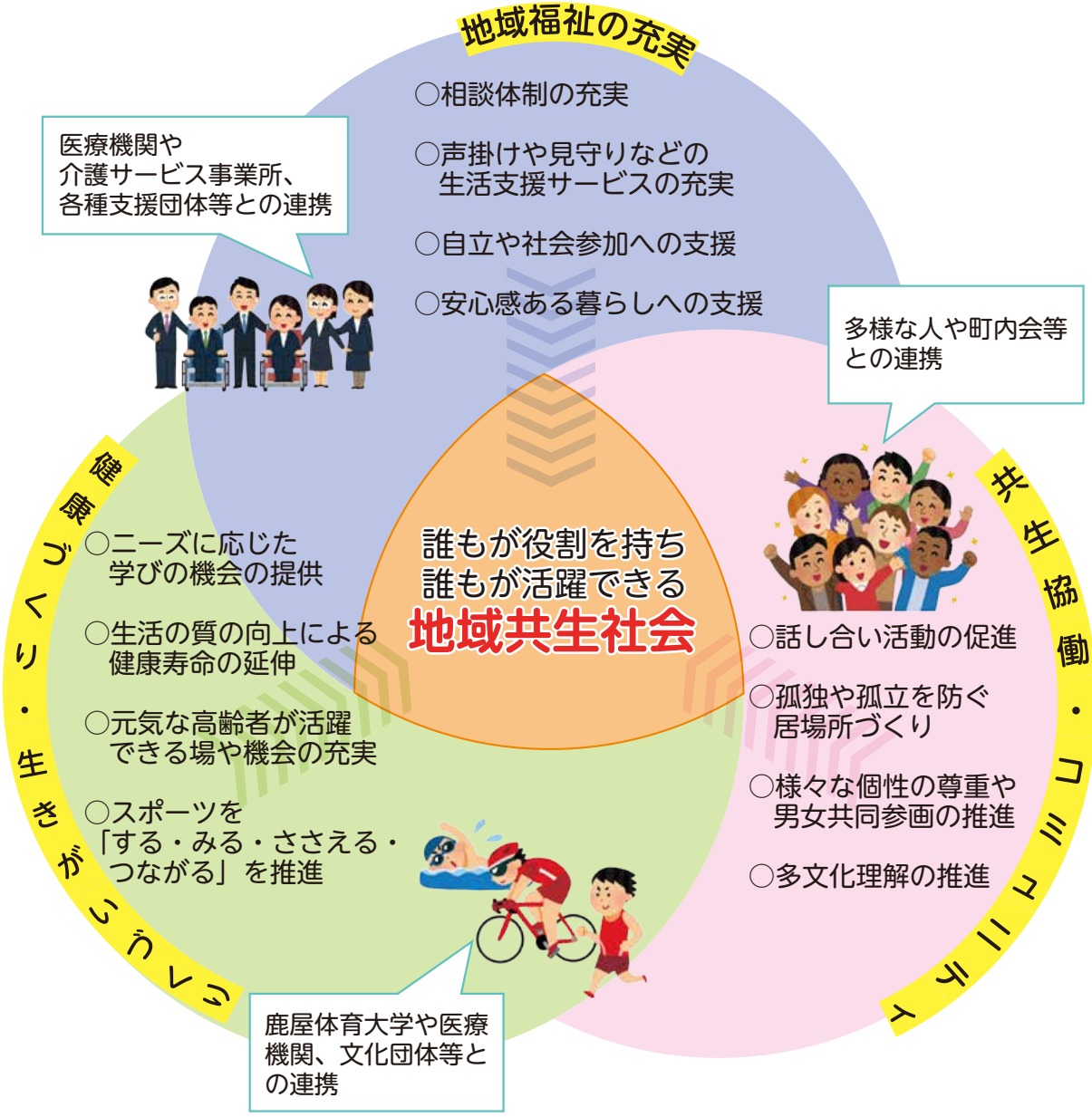

魅力ある地域づくり

輝北地域

～自然・農が共生する恵み豊かな北の玄関～

市の北に輝く町として、森林や星空日本一に代表される自然環境に恵まれ、畜産業を中心とする農業が盛んです。また、過疎化、高齢化の急速な進行とともに、人口減少が顕著となっていますが、畜産業を中心に若い世代が輝北地域の発展に寄与しています。

●まちづくりの基本方針

- 高齢になってもいつまでも元気に暮らせるまちづくりを目指します。
- 自然環境を生かした魅力あるまちづくりを目指します。
- 農業を支えるまちづくりを目指します。

●地域の魅力を引き出す方策

- 地域活動や地域支援体制の充実
- 輝北天球館・輝北うわば公園や輝北ダムなどを活用した観光・スポーツ交流の推進
- 生活機能の集約・維持
- 学校跡地の有効活用
- 自然景観や田園景観の保全

魅力ある地域づくり

串良地域

～恵み豊かな大地に育まれ、人・ものが行きかう交流の郷～

四季折々の自然美にあふれる豊かな歴史と郷土文化に恵まれた地域であり、さつまいも、露地野菜、花きなどの農産物が生産されています。

また、河川流域では水稲栽培のほか、ウナギの産地としても知られており、さらには、鹿児島黒牛をはじめ、豚、鶏、乳牛など畜産業も盛んな食料供給基地として本市を支える役割を担います。

●まちづくりの基本方針

- 農業と居住環境が調和したゆとりある暮らしを創出するまちづくりを目指します。
- スポーツ交流・観光文化レクリエーション拠点を生かしたまちづくりを目指します。

●地域の魅力を引き出す方策

- 居住を誘導する良好な居住環境の形成
- 産業基盤の集積・充実
- 自然・戦跡の保全利活用
- 串良平和公園などを生かした魅力ある観光地づくりとスポーツ拠点機能の充実
- 大塚山公園などの地域資源を生かした新たな魅力の創出

魅力ある地域づくり

吾平地域

～住んでよし　心やすらぐ　美里吾平～

緑にあふれ、荘厳な空気に包まれた神域「吾平山上陵」と自然環境を生かした地域づくりの「神野地区」、「黒羽子観光農園」、地域住民の集いの場「湯遊ランドあいら」などの観光資源を生かし、交流人口の増加に取り組んでいます。

また、農業の発展のために若い力で農・畜産業を支えています。

●まちづくりの基本方針

- 地域資源を生かし、人と人との交流や移住促進によるまちづくりを目指します。
- 魅力ある農畜産業のまちづくりを目指します。

●地域の魅力を引き出す方策

- 吾平山上陵を中心とした、黒羽子観光農園、大隅広域公園、神野地域等の周遊型観光の整備・推進
- 黒羽子観光農園の賑わい創出
- 「美里あいらコミュニティ協議会」等の地域が主体となった持続可能な地域づくり

第２章 市政運営と計画の推進

厳しい社会情勢にあっても、世代間負担の公平性・平準化を図りながら、経営的な視点による更なる行財政改革の推進や時代に即した簡素で効率的な組織機構の整備などを一層推進させ、安定した市政運営を図ります。

1 効率的・効果的な行政サービスの提供

2 健全な財政運営

3 財源確保のための取組

4 公共施設マネジメントの推進

5 広域行政の推進

6 市職員の人材育成の推進

7 わかりやすい情報提供

8 計画の効果検証と改善

1 効率的・効果的な行政サービスの提供

目標

急速な社会環境の変化や増大する行政需要に対応するために、これまでの既成概念にとらわれない柔軟な発想等により、良質な行政サービスを維持する必要があります。

これらに対応するため、鹿屋市 DX 推進計画に基づき、効率的・効果的に行政サービスを提供します。

取組方針

方針①　行財政改革の推進

市民サービスの向上とコスト縮減を目指し、これまで以上に行政のスリム化に努めます。

また、人口減少に伴う職員定数の適正な管理に取り組みます。

方針②　デジタル・ガバメントの推進

デジタル・ガバメントを推進し、「いつでも・どこでも」行政サービスを提供するとともに、庁内全体の情報の共有化や迅速化など、業務・システムの最適化を図り、事務の効率化を進めます。

方針③　マイナンバーカードの利活用

マイナンバーカードを活用した行政サービスの向上について、国の動向や市民のニーズを踏まえ、様々な場面で有効にマイナンバーカード利用を推進するとともに、関連技術を活用し、効果的な行政サービスの提供や事務負担の軽減・簡素化を図ります。

方針④　生成ＡＩ等の導入

市民の利便性のほか業務の効率化や政策立案の質を向上させる生成ＡＩ、事務の自動化を実現する RPA[1] など、自治体ＤＸを進める技術を積極的に活用します。

[1] RPA：人工知能を備えたソフトウエアのロボット技術により、定型的な事務作業を自動化・効率化すること。Robotics Process Automation の略。

2 健全な財政運営

目標

限られた資源（財源+人員）を有効に活用しながら、効率的で効果的な行政運営を進めます。また、将来にわたって持続可能で強固な財政構造の構築を図ります。

取組方針

方針①　事業の選択と集中

本計画に基づく重点的な事業へ優先的に財源を配分するとともに、既存事業については事業効果を検証し、所期の目的を達成した事業又は事業効果が低下している事業については、縮減、廃止、再構築など積極的な見直しを行い、市の課題解決に直結する真に必要な事業への重点化を図ります。

方針②　プライマリー・バランスの黒字の堅持

財政の健全性を表す指標であるプライマリー・バランス[1]を常に念頭に置いた予算編成及び予算執行に努め、黒字の堅持を図ります。

方針③　市独自に発行する市債残高（臨時財政対策債を除く）の縮減

新規の市債発行額を公債費の元金償還額の範囲内とすることを基本にしながら、臨時財政対策債を除く市債残高が 260 億円程度以下で推移するよう管理を行います。

方針④　財政調整基金残高の確保

標準財政規模（2021 年度から 2023 年度の 3 か年平均 275 億円）の 20%（55 億円）に自然災害等への備え（10 億円）を加えた 65 億円程度を維持するよう努めます。

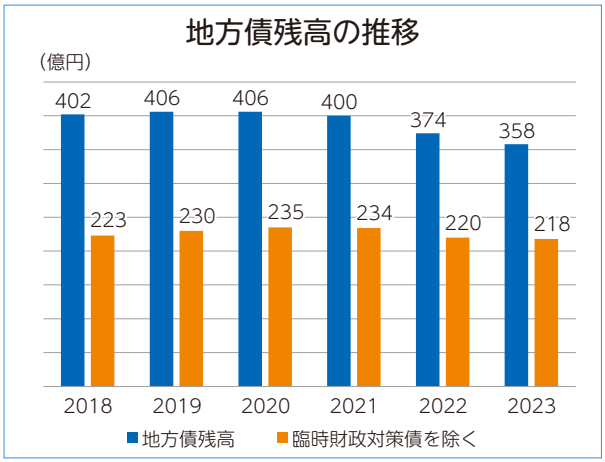

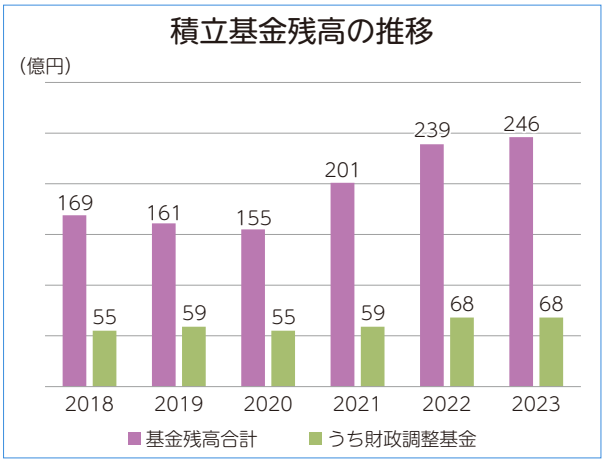

資料：鹿屋市財政課

[1] プライマリー・バランス：市債を除く歳入と、過去の借金の元利払いを除く歳出との差

3 財源確保のための取組

目標

市税等の収納率の維持向上に努めるとともに、ふるさと納税制度による税外収入をはじめ、企業版ふるさと納税[1]やクラウドファンディング型ふるさと納税[2]、ネーミングライツの活用など多様な財源の確保に取り組みます。

また、使用料などの受益者負担の適正化や公共利用が難しい未利用財産の売却などにより公有財産の有効活用を進めます。

取組方針

方針①　納税者の利便性向上

これまで全国の自治体へ電子納税が可能な「地方税共通納税システム」やキャッシュレス決済など納税しやすい環境づくりに努めており、今後もデジタル技術の進展等に伴う新たな納税方法を探究し、納税者の利便性向上に取り組みます。

方針②　市税等の収納率の維持向上

自主財源の確保と税負担の公平性を図るため、滞納の未然防止と早期対応により、滞納の累積化・長期化を防止するとともに、所管する債権に係る収入未済額の削減に向けた収納対策を推進します。

方針③　国・県支出金等の積極的な活用

国や県の施策・動向等に関する情報収集に努め、必要な国・県支出金については可能な限り活用するとともに、国や県以外の団体の助成金等についても積極的な活用を図ります。

方針④　ふるさと納税など多様な財源の確保及び官民連携の推進

ふるさと納税をはじめ、企業版ふるさと納税やクラウドファンディング型ふるさと納税、所管施設へのネーミングライツの導入など「新たな財源」の創出を図るとともに、民間事業者等との連携による新たな取組・仕掛けづくりに積極的に努めます。

方針⑤　公有財産の有効活用

受益者負担の公平・適正化の観点から、施設の維持管理コストや類似施設の状況を十分に踏まえ、定期的に使用料の見直しを行います。また、公共利用が難しい未利用財産については、積極的な売却等に取り組みます。

方針⑥　基金の債券運用

財政調整基金等の有価証券（国債、政府保証債、地方債等）での運用については、各基金の設置目的に鑑み、安全性を最優先とした上で、中期及び長期商品での運用等による安定的な収益確保に取り組みます。

[1] 企業版ふるさと納税：企業が地方創生につながる自治体の事業に寄附を行った場合、法人税などが軽減されるもの。
[2] クラウドファンディング型ふるさと納税：自治体が事前に事業資金の用途を限定し、賛同者から寄附金を募集する仕組み。税の控除が受けられるふるさと納税制度とクラウドファンディングを組み合わせたもので、従来制度よりも幅広い用途で資金を利用できる利点がある。

4 公共施設マネジメントの推進

目標

鹿屋市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等に係る維持管理費の抑制や保有施設数の縮減に努めるなど、公共施設マネジメントを適切に推進します。

取組方針

方針①	**維持管理費の抑制** 将来も引き続き維持する公共施設等については、計画的な点検や修繕等により、予防保全型維持管理[1]による長寿命化を図り、ライフサイクルコスト[2]の縮減に取り組みます。 また、大規模改修等の実施にあたっては、緊急性や重要性等を踏まえ、時期の調整を行うなど、効果的な保全・改修等を計画的に行い、長寿命化を図ります。
方針②	**保有施設数の縮減** 今後の利活用の見込みが低い施設については廃止を基本とし、現在の規模及び機能を維持し続ける必要性が低い施設については、他用途への転用、他施設との集約化を進めるなどコスト削減に努めます。 また、施設の新設や更新等が必要となった場合は、既存施設の有効活用をはじめ PFI[3] の活用など、多様な手法から検討を行います。

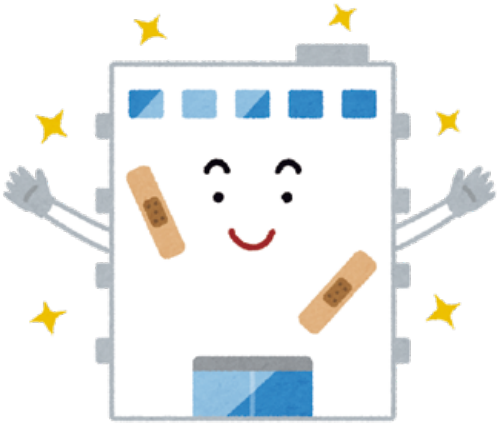

[1] 予防保全型維持管理：損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法。
[2] ライフサイクルコスト：建設から解体に至るまでの総費用（生涯費用）を示すもの。
[3] PFI：民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。Private Finance Initiative の略。

5 広域行政の推進

目標

本格的な人口減少に対応するため、これまでの医療や暮らし、観光・スポーツ合宿などの広域行政の取組に加え、施設・インフラや専門人材の共同活用などの更なる連携に取り組み、近隣市町との広域による魅力あるまちづくりを目指します。

取組方針

方針①	**大隅地域における広域行政の充実・強化** 大隅地域に共通する課題の解決や活性化に向けた取組を大隅４市５町が一体となって推進するため、大隅総合開発期成会などの組織を通じて、協議・検討を行い、効率的な行財政運営を進めます。
方針②	**広域交流の推進** 近隣市町、関係団体との連携を図ることで、広域連携によるスケールメリットを生かし、県内外からのスポーツ合宿の誘致、豊かな自然や食、戦争遺跡等の多様な地域資源、観光資源の魅力発信に取り組み、広域的な観光・スポーツ振興による交流人口の増加を図ります。

6 市職員の人材育成の推進

目標

限られた人材を最大限に活用して課題解決に取り組むため、鹿屋市人材育成ビジョンに基づき、組織にとって重要な「人財」として職員を育成し、人材マネジメントの視点に基づく人事管理を推進します。

取組方針

方針①　職員の主体的な学びやキャリア形成への支援

主体的に新たな知識等を習得し、能力向上に取り組むために、ｅラーニング研修の充実や、自己啓発活動、資格取得への支援を推進します。

また、本市のDXの取組を着実に遂行するため、必要な知識・技能を習得し、導入されたデジタルツールを活用して業務を行うことができる人材を育成します。

方針②　多様な人材確保

インターンシップや業務説明会等を充実させ、選ばれる組織となるための魅力発信を行うとともに、SPI[1]の導入等による採用試験を実施し、多様な人材を確保します。また、国・県等との人事交流や任期付職員の採用等、外部人材の活用を推進します。

方針③　人材を育成する人事管理

ジョブローテーションや複線型人事[2]を実施し、人材を育成する人事管理に取り組みます。また､定年延長による高齢期職員の経験を生かした人事配置を行い、後進の育成を図ります。

方針④　すべての職員が活躍できる職場環境づくり

ファイリングシステムの導入による執務室の改善や、メンタルヘルスケア等に取り組み、職場環境の改善を図ります。また、育児・介護の両立支援制度や柔軟な勤務制度により、多様な働き方の実現に取り組みます。

[1] SPI：能力や人となりを把握するために用いられる試験。働く上で必要となる基礎的な能力を図る「能力検査」と、人となりを把握するための「性格検査」から構成され、多くの企業が採用に活用している。
[2] 複線型人事：特定の専任職として従事する職員を配置するなど、組織内で複数のキャリアを並立させる人事制度

7 わかりやすい情報提供

目標

行政情報などの発信には、目的達成のために必要となる情報をどのように市民と共有するかに主眼を置き、単なる告知にとどまらないよう、より分かりやすい内容や表現に努めます。

取組方針

方針①　電子媒体を活用した市政情報の発信力強化

スマートフォンが普及し、世代を問わずＳＮＳに慣れ親しむ現状において、情報を入手する手段は多様化しています。紙などアナログ媒体中心の広報からデジタル化を進め、電子媒体であるホームページやSNS（かのやファン倶楽部など）、スマートフォンアプリ「かのやライフ」「鹿屋市公式LINE」などを活用し、対象者に応じたより効果的な情報発信を強化します。

方針②　あらゆる世代に活用される広報づくり

積極的に行政資料を公表し、市民と市の情報共有に取り組みます。
企画記事の掲載や写真・イラストを多用し、若い世代を含めたあらゆる世代に活用される広報誌・ホームページを作成するとともに、見やすく伝わるデジタル広報の実現を目指します。

方針③　市民の声を市政に反映

市からの一方的な情報提供だけでなく、様々な機会を通じて市民と対話するとともに、「パブリックコメント（意見公募）」や「市民の声直行便」などで市に寄せられる市民の疑問や意見などを積極的に活用し、市政に反映させます。

また、市民の政治への参画意識を高め、投票率の向上や選挙違反のない明るい選挙を推進します。

8 計画の効果検証と改善

目標

計画の推進に当たっては、市民とともにKPIの達成度や事業の効果を検証して必要な改善を行うこと（PDCAサイクル）が必要であり、時代の変化やまちづくりの課題に的確に対応できるよう取り組みます。

取組方針

方針①　PDCAサイクルによる検証と改善

PDCAサイクルに基づく計画の効果検証と改善に取り組みます。

このプロセスを最適化するための手法としてロジックモデル[1]を活用し、目標とその成果をしっかりと可視化することで、課題や改善点を明確にし、PDCAサイクルを効果的に機能させる進行管理に取り組みます。

方針②　内部評価と外部評価

事業ごとに設定した評価指標や基本施策に設定したKPIの達成状況の把握を行い、達成状況に基づいた事業効果の評価を実施し、次年度以降の取組の方向性等に反映させます。

また、市民目線・専門的視点で、効率的・効果的に施策を推進するため、産業界・行政機関・教育機関・金融機関・労働団体などで構成する「有識者委員会」において、内部評価結果の公正性、適正性、妥当性の検証を行います。

[1] ロジックモデル：資源、活動、直接の結果、成果を繋ぎ合わせたもので、事業が成果を上げるために必要な要素を体系的に図示化したもの。

第３次総合計画の策定経過

令和５年度

2024.1.17 ～ 2.7（22 日間）
市民意識調査（アンケートの実施）
・対象者　16 歳以上の市民 2,500 人（無作為抽出）
・回答数　851 人（34.0%）

令和６年度

2024.5.30
第１回鹿屋市総合計画策定委員会
・総合計画策定の基本的な考え方について
・作業部会の作業内容について

2024.5.30
第１回鹿屋市総合計画作業部会
・総合計画策定の基本的な考え方について
・作業部会の作業内容について

2024.7.16 ～ 17
第２回作業部会
・現状と課題等の整理について

2024.7.21 ～ 9.20
関係団体との意見交換
・内　容　団体の現状・課題等について

2024.8.4 ～ 31
かのやっ子委員会
・内　容　未来に羽ばたく鹿屋のこどもたち（かのやっ子）が委員となって、10 年後の鹿屋のまちづくりについて考える場
・参加者　かのやっ子 16 人
ユースファシリテーター２人

2024.8.5 ～ 11. 5
かのや女性会議
・内　容　政策・方針決定過程への女性の参画拡大や活躍を推進し、女性の視点から様々な意見を市政に反映させる場
・参加者　公募市民９人

2024.8.15
第３回作業部会
・現状と課題等の整理について
・総合計画の骨子案について

2024.8.21
第２回策定委員会
・総合計画の骨子案について
・第２次総合計画の達成状況と現状・課題について

2024. 8.27 ～ 9.30（32 日間）
市民意識調査（アンケートの実施）
・対象者　16 歳以上の市民 2,500 人（無作為抽出）
・回答数　662 人（26.5%）

2024.9.20
第１回鹿屋市総合計画審議会
・第３次鹿屋市総合計画についての諮問
・総合計画策定の基本的な考え方について
・総合計画の骨子案について
・第２次総合計画の達成状況と現状・課題について

2024.10.9 ～ 16
第４回作業部会
・基本施策等の確定について
・KPI と協働項目の設定について

2024.10.29
第５回作業部会
・総合計画素案について

2024.11.5
第３回策定委員会
・総合計画素案について

2024.11.15
第２回審議会
・総合計画素案について

2024.11.29
市議会議員説明会
・総合計画の策定について

2024.12.5
第６回作業部会
・総合計画素案について

2024.12.24 ～ 2025.1.22
意見公募手続（パブリックコメント）実施

2025.1.14
第７回作業部会
・パブリックコメント等の意見について
・総合計画案について

2025.1.27
第４回策定委員会
・パブリックコメント等の意見について
・総合計画案について
・総合計画の表紙について

2025.2.10
第３回審議会
・総合計画案について
・答申の内容について（答申）

2025.2.19
市議会議員説明会
・総合計画案について

2025.3.19
第３次鹿屋市総合計画基本構想議決

鹿屋市総合計画審議会条例

平成 18 年 6 月 30 日
条例第 235 号

(設置)
第 1 条　本市行政の長期的かつ総合的な計画を樹立するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、鹿屋市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)
第 2 条　審議会は、市長の諮問に応じて、鹿屋市総合計画について調査及び審議する。

(組織)
第 3 条　審議会は、委員 30 人以内をもって組織する。
2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
⑴　関係行政機関の職員
⑵　市の区域内の公共的団体等の役員及び職員
⑶　学識経験者
⑷　その他市長が必要と認めた者

(任期)
第 4 条　委員の任期は、当該諮問に係る期間とする。

(会長)
第 5 条　審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
2　会長は会務を総理し、審議会を代表する。
3　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)
第 6 条　審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。
2　会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
3　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)
第 7 条　審議会に幹事若干人を置く。
2　幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
3　幹事は、会長の命を受け、審議について必要な事務に従事する。

(庶務)
第 8 条　審議会の庶務は、市長公室政策推進課において処理する。

(委任)
第 9 条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

鹿屋市総合計画審議会委員

	氏　名	所属団体	備考
1	永野　義人	鹿児島県大隅地域振興局 局長	
2	安藤　詳平	国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所 所長	
3	新屋　浩一	鹿屋商工会議所 会頭	
4	森　　義久	かのや市商工会 会長	
5	中野　正治	鹿児島きもつき農業協同組合 代表理事組合長	
6	宮下　昭廣	鹿屋市社会福祉協議会 会長	会長
7	濵崎　哲正	日本労働組合総連合会鹿児島県連合会大隅地域協議会　事務局長	
8	池田　大輔	鹿屋市医師会 会長	
9	濵田　寛子	鹿屋市文化協会 会長	
10	上籠　　司	鹿屋市町内会連絡協議会 会長	
11	今村　和也	鹿屋市 PTA 連絡協議会 会長	
12	黒岩　隆一	㈱鹿児島銀行鹿屋支店 支店長	
13	山田　理恵	鹿屋体育大学 教授	
14	崎野　　剛	鹿児島大学 准教授	
15	志賀　玲子	志學館大学 教授	会長代理
16	小林　圭介	鹿屋市ＤＸ推進本部 CXO 補佐官	
17	和田　友美	マザリープロジェクト 代表（鹿屋市女性人材リスト登録者）	
18	前田　あゆ	街のほけん室 BAPPAN 代表（鹿屋市女性人材リスト登録者）	
19	竪山　恵美	子ども・子育て会議 委員	
20	岩﨑　翔子	かのや女性会議 委員	

諮　問

鹿政第 333 号
令和６年９月 20 日

鹿屋市総合計画審議会
会長　宮　下　昭　廣　　様

鹿屋市長　中　西　　茂

鹿屋市総合計画について（諮問）

第３次鹿屋市総合計画について、鹿屋市総合計画審議会条例第２条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

答　申

令和７年２月 10 日

鹿屋市長　中西　　茂　様

鹿屋市総合計画審議会
会長　宮　下　昭　廣

鹿屋市総合計画について（答申）

令和６年９月 20 日付け鹿政第 333 号で諮問のあった第３次鹿屋市総合計画（案）について、別紙のとおり答申します。

（別紙）

１　総合計画の策定に関する基本的事項

○　本市のまちづくりの将来像『ひとが元気！まちが元気！「みんなで創る健康都市　かのや」』の実現に向け、市と市民、関係機関・団体、民間事業者など、多様な主体が相互に連携・協働するとともに、将来像に込めた想いを常に意識しながら、取組を推進すること。

○　人口減少・少子高齢化の更なる進行をはじめ、社会情勢の急激な変化等により生じる様々な課題に対応するため、常に問題意識を持ち、これまでのやり方にとらわれない新たな発想と柔軟な対応により、市民一人ひとりが多様な幸せを実感できるまちづくりを目指すこと。

２　基本計画に関する事項

⑴　基本目標１「やってみたい仕事が広がるまち」について

○　多様な担い手の確保・育成や生産基盤の強化、デジタル技術を活用した生産性の向上を図り、農林水産業の更なる振興に取り組むこと。

○　商工団体や金融機関と連携した市内事業者の経営基盤の安定化や多様な学びの機会、起業や事業承継等に対する支援を充実し、商工業の振興に取り組むこと。

○　新たな産業用地を活用した積極的な企業誘致による魅力的な雇用の場の確保や、多様な人材による多様な働き方の推進に取り組むこと。

⑵　基本目標２「交流で賑わうまち」について

○　本市が有する「豊かな自然」や「食」などの魅力的な地域資源を生かし、広域的な観光振興と誘客・交流人口の増加に取り組むこと。

○　鹿屋体育大学や地域密着型プロスポーツチームとの連携、健康・スポーツに適した環境を生かしたスポーツ合宿の誘致やスポーツによる交流を進め、地域活性化に取り組むこと。

○　本市の特性や魅力を市民にも共有してもらい、まちへの愛着と人に勧めたいという気持ち（シビックプライド）を醸成するとともに、本市の魅力を感じて移住・定住したいと思えるまちづくりに取り組むこと。

⑶　基本目標３「こども･若者の未来を創るまち」について

○　こども・若者が将来に希望を持ち、安心して過ごせる居場所づくりや社会参画できる環境づくりに取り組むこと。

○　安心して妊娠・出産・子育てができる環境整備やこどもの成長に応じた切れ目のない支援の充実を図り、こどもを産み育てやすい環境づくりに取り組むこと。

○　未来を創る心豊かでたくましい人づくりのため、家庭や地域と連携した学習・学校環境整備に取り組むこと。

⑷　基本目標４「安心して暮らし続けられるまち」について

○　市民生活や物流を支える道路ネットワークや持続可能な公共交通などの都市機能の確保、中心市街地の機能向上や地域拠点との連携強化など、市民の快適な生活を支えるまちづくりに取り組むこと。

○　安全で安心な地域社会を築くため、地域防災力の向上や広域連携による防災体制の充実、防犯・交通安全、医療体制の充実などにより、安全で安心な地域社会の実現に取り組むこと。

○　本市の豊かな自然環境を未来に引き継ぐため、市民や民間事業者等と連携し、環境保全の取り組みを推進すること。

⑸　基本目標５「ともに支えあい、いきいきと暮らせるまち」について

○　様々な相談等を包括的に受け止める体制の充実を図り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現に取り組むこと。

○　市民一人ひとりが、生涯にわたって健康で生きがいを持って暮らせるよう、いつでもスポーツや文化活動に取り組むことができる環境づくりに取り組むこと。

○　多様な主体との協働・連携・対話により、地域や市民が一体となった地域づくりを推進し、誰もが個性と能力を発揮して活躍できる社会の実現に取り組むこと。

⑹　市政運営と計画の推進について

○　まちづくりの将来像を実現するため、安定した市政運営に努めるとともに、分野横断的に各施策を推進し、成果や課題の的確な把握や改善点を明確化するなど、ＰＤＣＡサイクルを機能させ、効率的・効果的に施策を推進すること。

市民憲章

私たちは、鹿屋市民としての誇りと自覚を持ち、明るく住みよいまちづくりをめざして、この憲章を定めます。

1　自然と資源を活かし、豊かな鹿屋市をつくりましょう。

2　ともに学び、働き、日々の暮らしにいきがいをもてる生活をしましょう。

3　きまりを守り、安心して暮らせる健康都市を築きましょう。

4　助け合い、支えあい、楽しく明るいまちづくりをしましょう。

5　環境を整え、未来にはばたく人材を育てましょう。

市章

カタカナの「カノヤ」の文字を図案化したものです。

市旗

大隅半島をデザインし、若さと澄んだ空、海を青色で表現。その中心に大隅の中核都市鹿屋を躍進のシンボルである赤い円で表現し、「カノヤ」を金色（黄色）で図案化したものです。

市の花「ばら」

日本最大級の規模を誇る「かのやばら園」があることや地域が一体となって「ばらを活かしたまちづくり」に取り組んでいることなどから定めました。

市の木「クス」

クスは、常緑樹で成長が盛んなうえ、寿命も長い高木です。大地に深く根をおろし、青空高く、すくすくと成長する姿に、市勢の力強さと発展を願い定めました。

2025 年度～ 2034 年度

第３次鹿屋市総合計画

～第３期 鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略～

令和７年３月発行

編集・発行　鹿屋市　市長公室　政策推進課

〒893－8501　鹿児島県鹿屋市共栄町20番１号

TEL 0994-43-2111　FAX 0994-42-2001

ホームページ　https://www.city.kanoya.lg.jp/